

第百五十九回国会

参議院厚生労働委員会会議録第二十三号

平成十六年六月十日(木曜日)

午前十時九分開会

委員の異動
六月三日

辞任

愛知 治郎君

補欠選任

宮崎 秀樹君

出席者は左のとおり。

委員長

国井 正幸君

理事

武見 敏三君

藤井 基之君

辻 泰弘君

森 ゆうこ君

遠山 清彦君

委員

有村 治子君

金田 勝年君

佐々木知子君

斎藤 十朗君

田浦 直君

伊達 忠一君

中原 爽君

南野知恵子君

宮崎 秀樹君

朝日 俊弘君

大脇 雅子君

柳田 稔君

山本 孝史君

渡辺 孝男君

井上 美代君

小池 晃君

西川きよし君

国務大臣

厚生労働大臣 坂口 力君

副大臣 阿部 正俊君

外務副大臣 谷畑 孝君

厚生労働副大臣 森 英介君

大臣政務官 竹本 直一君

厚生労働大臣政務官 佐々木知子君

事務局長 川邊 新君

政府参考人 外務大臣官房領事移住部長 鹿取 克章君

厚生労働大臣官房総括審議官 井口 直樹君

厚生労働大臣官房審議官 大石 明君

厚生労働省職業能力開発局長 上村 隆史君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 伍藤 忠春君

厚生労働省保険局長 辻 哲夫君

厚生労働省年金局長 吉武 民樹君

社会保険庁運営部長 薄井 康紀君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(国井正幸君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る三日、愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠として宮崎秀樹君が選任されました。

○委員長(国井正幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

児童手当法の一部を改正する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長伍藤忠春君外七名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(国井正幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(国井正幸君) 次に、児童手当法の一部を改正する法律案、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) おはようございます。

ただいま議題となりました三法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭を経済的に支援することが喫緊の課題となっております。

このため、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を延長することにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十六年四月一日としております。

また、この法律案につきましては、衆議院において、この法律の施行期日を公布の日とするとも、平成十六年四月一日にさかのぼって適用することとする修正がなされております。

次に、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を始めとする公的年金各法及び健康保険法を始めとする公的医療保険各法について被保険者の資格に関する特例を設けるほか、公的年金各法について、給付の支給要件及び給付額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。

ても造詣が深い副大臣ですので、私的に話をしますと、基礎年金というのはバーチャルなものなんだと、あれをバーチャルじゃなくてしつかりとした制度にするのが年金改革の根幹なんだよと、こうお教えをいただいたこともございまして、所管外の副大臣、多分御発言いただけないんだらうと思いますが、今回の年金法案、元OBとしてはどんなふうに見ておられますか。

○副大臣(阿部正俊君) 当委員会での様々な御苦勞をいただきましたので、それに対して私あれこれ申し上げる立場にございせんので、それは御遠慮させていただきたいと思ひます。

ただ、年金改革といひますことにつきまして、やはり政治的なその時々テーマといひことだけで取り上げるのは余りいいことではないんではないかなといひ気がしてございまして、できるだけやはり与野党を超えたいと思ひます。国民的な納得といひことを目指して努力していつてもいいものなんだといひ気持ちは持つてございす。

特に、基礎年金につきましては様々な議論が展開されましたけれども、やはり将来いづれの時期にやはり基礎年金は本当に一元化しませんとまずいんじやないかといふふうに、気持ちは、私的な意見としては持つてございす。

一人一人がやはり国民連帯、世代間連帯のあかしの一番ポイントとして加入し、かつそれを自覚する。そのためには、毎年の保険料納付状況等々につきまして、私はポイント制と言つてございすけれども、確認をした上で保険者の方から各人に連絡をし、自覚を促していくことが絶対必要なものじやないかと。

と同時にやはり、あえて申し上げますと、言わばIDといひましようか、一人一人がどういふ年金制度に加入してゐるのか、それから社会保障制度といひのは連帯といひ前提に成り立ちますので、年金だけではなくて、医療保険も介護保険も同じIDといひことを前提にして組み立てていくといふことの構築がいずれ求められてくるんでは

ないかといひことを強く、今回のいろんなことをよそから見ていまして、なおさらそんなふうなことを個人的には強く感じた次第でございす。

以上、余計なことを申し上げましたけれども、お許しください。

○山本孝史君 そういふ自由な御発言といひましようか、それぞれ政党的の枠を超えて、あるいは立場を超えて年金といひものについてそれぞれ持つてゐる意見が自由に言い合へるといひことが私は非常に重要だと思つてゐます。そういう流れを強行採決をしますと断ち切つてしまふわけですから、こういうやつぱり国会審議をしてしまふと、私は非常に問題があると思つてゐます。

阿部先生にはいろいろとお教えをいただいたいてゐるところもございす。学生に対して保険を適用することがいいのかどうかといひのも先生が厚労省におられたときに決断されたこととございす。そのことも含めていろいろと議論したいと思つてゐます。

お忙しい時間ですので、どうぞ御退席いただいて結構でございす。ありがとうございしました。さて、今朝の朝日新聞と読売新聞、ともにトップになつてございすのは、合計特殊出生率が昨年一・二九といふことで、想定の一・三二を下回つたといふ記事が両方に出てございす。一つの新聞だけだと若干誤報かなと思つたりもしますが、二つの新聞に同じ内容で出てゐますので、恐らくこういう内容なのかなといふふうに思ひます。

先週の委員会が坂口大臣に、これまで発表は早ければ六月の五日、あるいはその前は六月十一日といふたような日にちもあるもので、そろそろこういう数字を公表された方がいいのではないかと、こう申し上げたんですが、まだ私の手元には来ておりません、こんなふうにおつしやいました。しかし、今日こんな数字も出てございすので、この数字の信頼性は一体どうなのかといひことをまずお聞かせをいただきたいといふふうに思ひます。○国務大臣(坂口力君) これは、皆さん方にこの委員会でも正式に申し上げる前にマスコミに出たと

いふことを大変私は残念に思つてございすし、お断りを申し上げなければならぬといふふうにお思つてございす。

私もまだ詳細、今日帰りましてから午後状況をお聞かすことになつてゐるわけとございす。前回、年金制度の改正のときに、山本議員の方からもうぼつぼつ出るんではないかといひお話があつたわけでありまして、そのときに出ないといひことを言つておいて、そして大臣にも報告せずにマスコミに流すといひ、誠に遺憾なことだと私は思つてございす。

昨夜から怒つてゐるところでございす。手順が間違つてゐるといふふうにお思つてございす。まず、今日この委員会があることを分かつてゐるわけとございす。それから、私から皆さん方に御報告を申し上げます。これは筋だといひふうにお思つてゐるわけとございす。そういう手順が踏まれてゐないといひことに対して、優秀な職員であることには間違いないんだけれども、優秀なこととそうしたことをわきまえるといひこととは別な話でございまして、優秀だからみんなそうなるとは言へないわけとございす。いづれにいたしましても、大変こうした内容を、きちんとした手続を踏むことなしに、だから、この数字がきちつとしたものなのかどうなのか、私もまだ十分にはそこを検証してないわけとございす。こうした数字が外に出る、マスコミにそうしたことをすぐ出してしまふといひことは、大変私は残念なことだと思ひます。厚生労働省としてそれはあつてはならないことだといふふうに思つてございす。そうしたことが社会保険庁の政治家の年金状況につきまして多数のアクセスが生じたりといふようなこととも私は関連をさせてゐると思ひてなりました。

こは、やはり役所としてどういふことが一番大事なのか、国会にどう報告するかといひことがいかに大事なことなのか、そうしたことをもう一遍しつかりとこれは締め直さなければいけないといふふうにお思つてゐる次第でありまして、外に流

した者につきましてはそれ相応の処罰をしたいと、そんなふうにお思つてゐる次第でございす。○山本孝史君 先回も御指摘申し上げましたけれども、十四年が一・三二八六、そのずつとトレンドで下がつていきますと一・二九台に落ち込んでくることはまず間違いないだらうと、こう思つてはいますけれども、これは、一・二九は四捨五入して一・二九です。一・二八五といふような低い数字もあり得るわけですね。

いづれにしましても、これまでの平成十四年一月推計の将来人口推計では、二〇〇七年、平成十九年に一・三〇六二で底を打つて一・三九まで戻つていくといひことを前提に今回の年金制度が設計されてゐますので、もうその数字を下回つてきてゐるわけですから、児童手当の問題もありますけれども、このトレンドをどう読み込んで年金制度の将来像を見据えていくのかといひことについては、やはり基礎的な数字でございす。

この数字がやはり、その公表が遅れるといひことが、意図的ではないとしても、隠してゐる、非常な隠べい体質がある、もつとほかに重要な数字があるんじゃないか、出てくる数字がひよつとしたらごまかされてゐるんじゃないかといひ思いにつながつて、回り回つて年金制度といひものに対しての不信が更に深まつていくといひことになりまふので、そういうことになるといひことを前提に置きながら、やはり情報といひものを、正確な情報をできるだけ早く国民の側に正直に知らせ、そしてどうしていつたらいいかといひことをともに考えていくといひ姿勢がないかと思つてゐます。

今日終わった後でお聞き取りといひこととございす。今日、まだ国会閉幕までに時間はあります。できるだけ早く、小数点以下でどのくらいになるのかといひことを含めて、正式にこの国会の方に御報告をいただきたいといひふうにお思ひます。

委員長、よろしくお願ひをいたします。○委員長(国井正幸君) この扱いにつきまして

は、後刻、理事会でしっかりと協議をさせていた
だきたいと思ひます。

○山本孝史君 ちよつと時間を食つていますので、児童手当の問題については一問だけにさせて
いただきますが、少子化社会対策大綱が先般発表
をされまして、拝見しておりますと、中に、重
点課題に取り組むための二十八の行動というた
さんの対策が並んでおります。その一番最後が実
は児童手当なんですね。児童手当を増額する対象
範囲を広げるということについて頭から反対をし
ているわけではございませんが、これからはあれも
これもということが財政上でできなくなつてきてい
る、あれかこれかを選択しなければいけない、政
策の中に優先順位を付けなければいけない時代が
来ていると思つておりますけれども、今回、財源
が手に入ることができたという中で、その財源
を基にしていゆるこの少子化社会対策大綱の中
に書かれた政策のどれを選ばうかというときに、
なぜ児童手当が最優先に選ばれたのか、そのこと
について御説明をいただけますか。

○国務大臣(坂口力君) 少子化対策をこれから
様々な角度から進めていかなければならないとい
うふうと思つておりますし、なかなか特効薬的な
ものがあるわけから、幾つかの少子化対策を組
合せをしていかなければならないというふうに
思つております。

我々の方も、前回のこの児童手当を小学校に入
学するまでの間に引き上げましてから、その後検
証をいたしております。これは、子供のいる家
庭、それから子供のいない家庭、あるいはまた所
得、家族全体の年収別、そうしたことを基にし
て、細かくこの児童手当につきましても御意見
というものを聞いているわけでございます。

しかし、これを聞きます範囲におきましては、
他のもちろん保育所等の充実の話でございます
か、あるいはその保育所の内容の質の充実の話で
ございますとか、そうしたのもございしますが、
やはり経済的な理由を挙げておみえになるところ
もかなりたくさんございまして、子供のおります

範囲といたしましては七二・六%がこれをやはり
必要だということを言つておりますし、子供のい
ない家庭におきましても四八・五%のこれは必要
だという意見が出ております。

もちろんのことながら、年収別に見ますと、こ
れは年収の低い層のところにより強くこの必要性
が出てくるのは当然の結果といえ、当然の結果で
ございまして、こうしたことも我々も分析をしな
がら今進めているところでございます。

これから先どうするかという話にもこれはなつ
てくるというふうと思つておりますが、この少子
化対策につきましては、もう少し科学的な検討が
必要だというふうに思つております。

スウェーデンに参りまして、いろいろと具体的
なことを教えてもらいましたときに、いろいろの
政策課題を出しまして、この政策を導入すれば少
子化に対してどれだけの影響があるかということ
を数値化をいたしております、そしてそれに
従つて政策の優先順位を決めていくということを
やつておりました。それで、思つたようにそれが
いかなかった場合には、なぜそれがまたいかな
かつたかということをもたまた検証をいたしまして
その結論を出している。私、非常に興味深くそれ
を見せていただいていたところでございます、こ
ちらに帰りましたから、日本もそれをすぐできな
いかということをやつたわけでございますが、そ
れを行うためにはもう少し基礎的な様々な
データが必要だといったことでもございましたけ
れども、もうぼつぼつ私ではできないかとい
うふうに思つております。

したがしまして、今後どの施策をより中心にし
て行っていくかというのは、もう少しより科学的
な検証を行つて決めていくということが大事では
ないかというふうに思つておりました、そうした
ことに着手できるように取り掛かりたいというふ
うに思つております。今、そうしたことを考えて
いるところでございます。

○山本孝史君 児童手当をなぜ今回優先させたの
かということについては、これからは科学的な調

査をして科学的な根拠をもつて決めるとおっ
しやつていただけであつて、私の質問には直接に
は答えられていませんけれども、これまで公明党
さん御主導で少子化対策臨時特例交付金というの
を全国で配賦をされて、そのことがどのぐらい少
子化対策になったのかということについてしつ
かり検討すべきじゃないかと前も私申し上げま
した。

全国一律にやつていくことでなかなか効果は上
がらないということもありますから、そういう意
味でやつぱり順序が逆でして、私は、これだけの
お金があるのであれば、例えば学童保育を充実す
るとか、あるいは保育所の整備等々をするとかと
いう方が私は政策選択順位としては優先されるべ
きだろうと思つております。現金給付をするのか現
物給付をするのかということについてもう少し慎
重に議論をされた上で、この児童手当というもの
の小学校三年生まで拡大をする、これも、どう拡
大するかということについて、一子のところは重
点を置くのか三子までいくのかということもいろ
いろあると思ひますから、もう少し議論をした上
でこういう形で決めていただきたいというのが私
は思ひます。選挙のために児童手当をやるという
ことはやめていただきたいということを強く申し
上げておきたいと思ひます。

先ほど御発言あつて、私、御指摘が順序しまし
たが、少子化の合計特殊出生率の数の問題ですけ
れども、大臣に報告するよりも外に出したやつが
いるからそいつを処罰するんだと、こういう趣旨
でおっしゃいましたが、それは違います。なぜそ
の公表を遅らせているのかということについて、
それを処罰の対象にしてください。もちろん大臣
に報告しなきゃいけないということは、それはそ
うですけれども、しかし数字が、必要な数字がそ
のときに出てこない、そのことを意図的に遅らし
ているということがあるのであれば、これはもう
厳罰であつて、それはもう即刻解雇しても私は
いいと思ひます。大臣、今御自身の気持ちとし
て、なぜおれに言うよりも先にマスコミに出した

んだと、こういう御答弁でしたけれども、いやそ
れは違います。内部通報ということもこれから
公益性の保護として出てくるわけですから、若干
そこは違ひますという意味です。

○国務大臣(坂口力君) 私が申し上げております
のは、やはり今日この委員会があるわけござい
ますしそれから、委員会にまず報告をするとい
うのが私は手順だということをお願いしているわ
けでありまして、それをそうしたことを抜きにし
て、そして先にマスコミに出すといううなこ
と、そうした行き方をこれは私は許しておいては
いけないということを申し上げているわけであり
ます。

○山本孝史君 済みません、私の聞き取りが悪
かつたのかもしれない。申し訳ありませんでし
た。

先回の議論が途中で総理のマクロ経済スライ
ドの発言で変な方向に行つてしまつたものです
から、質問がほとんど残つてしまつていたので、大
臣ともう少し年金の問題についてこの際議論をさ
せていただきたいんですが、資料をお配りをさ
せていただいていると思ひます。これは、出典がな
くて恐縮ですが、資料の一は、社会保険庁作成の
平成十四年国民年金被保険者実態調査結果でござ
います。国民年金の未納者、未加入者の世帯の所
得がどうなつていっているのかという分布状況で、こ
れは高額所得者であつても未納している人が多いよ
うなことの説明によく使われる絵ですけれども、
私が御指摘申し上げたいのは、実は、国民年
金に加入している人の所得、世帯所得が八百万、
九百万、一千万を超えるところにもたくさんの方
がおられるということなんです。お医者さん、弁
護士とまで言わなくても、ここにおります国会議
員もこのところに入つてくるわけですね。私た
ちもたくさん歳費をいただきますが毎月一万三
千三百円の負担で済んでいるということになつて
いるわけです。

そういう状況にありますよということをお願いし
上げて、先般もこのボードでお話を申し上げまし

た。例の一元化の問題です。(資料提示)

申し上げているのは、被保険者年金の共済とか厚生年金、ここをまず一元化しようと、こうおっしゃっているわけですが、国民はそろって国民年金に入っていると。自営業者等々の方たち、すなわち、勤め人の人たちは国民年金の第二号被保険者、その奥様方は第三号被保険者、それに入っていない人たちは全員第一号被保険者、こういう形になつていて、いずれにしても全員が国民年金に入っているんです。給付は確かに一元化された。同じように入つた月数に応じて皆さんここは給付を受ける。ところが、負担の構造が一元化されていないと、こう申し上げているわけです。

厚生年金に入っている人たちは、一三・五八%のうちの五%、ほぼ五%がこの国民年金の第二号被保険者の保険料に該当すると。しかし、ここは所得比例ですから、九万八千円から六十二万円まで、それぞれ所得に応じて払っておられる。ところが、第一号被保険者は、今申し上げましたように、たくさん高額所得のある人であっても一万三千三百円で済んでいる。非常に少ない所得の人であっても一万三千三百円払わなければいけないという形になつていて、このところの実は負担の構造が、国民年金の給付の構造は一元化しているが負担の構造は一元化していないんだということを申し上げて、私は、先ほど阿部先生もおっしゃいましたけれども、阿部副大臣おっしゃいましたが、この基礎年金をしっかりとしたいものにしようというところが重要なんだと。その、副大臣おっしゃいましたように、一元化というときに、このやっぱ負担の構造なんですよ。

それで、この前申し上げ掛けたのは、ここに今度段階的な免除制度が入ってきますが、こつちの上の方の人たちにも所得に応じて介護保険と同じように段階の保険料を設けて、そして所得に応じた保険料を払って、しかし給付を受けるときは、今の同じ体制を持つていてということであれば、定額の給付をするということであれば、少し

負担という構造の中でより公平性が出てくるのではないかと、こう申し上げておられるんですが、この考え方、少しお考えいただきたいと思うんですが、大臣、どんなふうな受け止めていただいていますか。

○国務大臣(坂口力君) 先般、この委員会におきまして山本議員からそのお話を聞きました。私は、その話は実はあのときに初めてだったわけでございます。いわゆる民主党さんの一元化のお話というのには僕は違ふように理解をいたしておりました、なるほどそういう御意見があったのかということとを私は初めてお聞きをしたわけでございます。いわゆる基礎年金におけるいわゆる所得比例で負担をしていくということなんだろうというふうな思つておりました、それは一つの考え方だというふうにも私も思つております。

ただ、それをやりますためには、ある程度所得の把握というのをちゃんとしていかなければいけないというふうに思いますが、きちつと所得が把握がなじがらぬにできなけりやそれは不可能かといへば、もう少し粗い形、例えば三段階とか五段階とか、そういう段階でならばある程度それは可能なものかもしれないというふうに、私個人はそれを見させていただいた後も実はそういうふうな思つていた次第でございます。

今後、その所得把握の問題、これ絡んではきまずけれども、その辺の整理をしながら、今後の検討課題の一つとして考えていっていいのではないかと、このように私は思つております。

○山本孝史君 民主党が示した案はファイナルの案でして、そのもう一つ向こうなんです。国民年金にもいわゆる二階部分が付いてきて、全部を一つの形に収めるところになりますねと、そこまで最終的に行くんだけれども、その前段階においていろいろな道筋があるだろう、富士山に登るにも、表からあればこつち側の道もあるという話で、申し上げている、やっぱ基礎年金の負担の構造を一元化する、基礎年金一元化するというときに、いわゆる年金制度を一元化するというときに、

やっぱ基礎年金をどうするかという問題が一番重要なんです。未納、未加入の問題にしても第三号の問題にしても。

だから、そのうち、所得の捕捉ができないと、こうおっしゃるわけでも、介護保険はもう既にやっているわけですね。武蔵野市は十段階にしてみたらどうだと、こうおっしゃっているんです。そこはいろんなやっぱ段階の切り方があると思うので、今の形よりもより公平な負担をしているという形に持つていって、さらに、もちろん所得の捕捉をできるだけ努めていって、そういうものが合わさってきたら、将来的にもつといい、もつと所得に比例した制度になつていくのじゃないか。そうなるのであれば、二階を付けることは選択制としてそれはできるだろうというふうな思つていただいたらどうだろうと思つておられるわけですか。

それと、もう一つ大臣に、これは大臣のお気持ちを確認しなければいけないんですが、六月七日の日経新聞に、大臣が札幌で講演をされて、それで、十四年連続の保険料の引上げについて、年取の一五%に達する二〇〇七年度をめどにその保険料について検討をする、こうおっしゃったというんです。保険料一五%くらいのところ、年金財源について、税か保険かよく判断させてもらう機会が欲しいと、こう講演で述べられたということなんです。そこら辺の真意を教えてください。

○国務大臣(坂口力君) そこは全く私はそういうことを申し上げておりませんで、他の新聞社の皆さん方もお見えになりましたけれども、全然そういうことは書いておりません。私もそういうことを申し上げたつもりはございません。

ただ、連合等が、一五%に達するまでにその話合いの結論が出るようにしてもらいたいという御意見があるということをおっしゃったものでありまして、そこをどうするかということは私は申し上げておりませんし、また、我々は、社会保障全体の中でどれだけの税と保険料の負担をしていくの

か、その中で年金におきましては税と保険料の負担がどうなつていくのかといったようなことを総論の中から考えていかなきゃならないだろうということをおっしゃったわけでありまして、そうした中で、今後、いろいろのこの年金に対しましてどれだけの税が導入される範囲があるのかといったことは、全体の中からそれはおのずから出てくるだろうと。そうしたことを今後やっていかなければならない、そうした話合いを今後しっかりとやっていかなければならないということを私はそのときに申し上げたわけでございます。

○山本孝史君 経団連も連合も、上限は一五%程度にしてほしいと、こうおっしゃっておられる。そうすると、当然、抑えるということがその分だけ税の投入が増えるということが裏返しの話だと思ふんですが、厚生省がお出しになった今回の法案は一八・三まで上げていくということで、保険料で賄うということにしているわけですね。しかし、大臣のお気持ちの中に税の投入をもう少し増やして保険料の上限を少し下げるといふことも検討課題として残っているのではないかと、こういうことなんです。

○国務大臣(坂口力君) そこまで申し上げているわけではございません。それは、現在のままで、もし基礎年金の二分の一という額をこれを税で賄っていくという場合にも、これは将来、これだけでもかなりの額は額になつていくわけでございます。少なくとも、将来、半分でありまして十兆兆これは掛かってくるだろうというふうな思つております。それが、地方にも若干回さなきやならない部分もございまして、あるいはもう少し増えるかもしれないという気が私はいたしております。

全体の額から見ましたときに、なかなか年金にも必要でございますけれども、高齢者医療にも必要でございますし、介護にも必要でございますし、そうしたことを考えますと、そこはおのずから限界もあるというふうな思つておられて、そうした全体像を詰めていけば、やはり保険料で

行うべきところは保険料で行っていく、そして税は税でそこどうそこに絡ませていくかということの結論が出てくるというふうに私は思っております。

したがって、今、私がそこを、保険料の方を下げて税でいけるというほど、私は頭の中でそういうことを思っていることではございません。しかし、議論はそこは詰めていかなきゃいけないところというふうに思っております。

○山本孝史君 実は、詰めていかなければいけない最大の議論です。ね、この負担の構造ということとを考えると、保険料であれば保険に加入している人たちが負担することです。税も税の姿によつては負担をする人たちが変わってきますので、そこは一番の議論なんです。それをやらなければいけない。それをやらせていただきたかったんですが、法案を勝手に成立させるということ、道を取られたわけですからね。

そこで、大臣、お尋ねなんです。国民の感覚からすると、社会保険料も実は税も余り意識としては、国民負担としては同じなんです。総体としては、端的にお伺いしますが、所得に比例した現行のような年金保険料というものと所得比例の年金目的税というものは、これは違うとお考えですか。

○国務大臣(坂口力君) いわゆる保険料も、それから税の方も、これは御負担をいただくことには間違いがないわけですが、その使い方によつて若干の違いは出てくるだろうというふうに思っております。社会保険料、社会保険料というふうに言いました場合には、それは過去においてどれだけ今までに掛金をしていたかという記録をもつて、それに従つて社会保険料というのはやっていくわけです。しかし、年金の場合にはそういうことはないわけですね。過去にこの人の税金でこれだけ出してもらったというようなことは、これは分からないわけですから、そこは私は保険料と税とは違うというふうに思っております。

ただ、何でも保険料でいいかといえば、それはやはり、職域連帯というものの強いものはやはり保険料、しかし、そうではなくて、もう少し国民全体で連帯をしていかなきゃならない部分というのは税でというのが私は大きな分け方なんだろうというふうに思っております。だからそういう意味で、年金でいけば、基礎年金の部分のところというのは、これは国民全体での負担をするといえますか、助け合うというニュアンスの非常に強いところではないかというふうに理解をいたしております。

○山本孝史君 同意見です。厚生年金のいわゆる二階部分の所得比例は、払った保険料に応じてそれで給付をするということだと思ひます。おっしゃいましたように、基礎年金の部分は、国民全員が入つていて、基礎的な生活費を全員で賄い合うというか支え合うということですから、これは高齢者であつても、やっぱり所得のある方はそれなりに負担をしていただきたという思いなんです。だから、私申し上げました所得に比例した年金保険料と所得比例の年金目的税とは何が違うのか。これは私は同じだと思つております。とりわけ基礎年金ということについては、報酬比例としてやろうとすれば、当然それは納入の記録を残さないといけませんから、税の上で納入の記録を残すけれども、賦課方式になつていて単年度単位でその財源をどうやって賄うかというときに、それはやはり基礎年金の財源を保険料じゃなくて所得比例の税というものに置き換える。もちろん消費税というものもあるかもしれませんが、そんな。そういうものをミックスさせながら、そして、だから基礎年金の財源を税にして、そして居住年数に応じて受給資格が発生して、四十年居住していれば満額の基礎年金が支給されるという形にこの基礎年金というものを制度設計してみたらどうだろうと思ふんですが、そんなことまではお考えになりませんか。

○国務大臣(坂口力君) そこまで私は頭、整理を

されておりませんけれども、おっしゃる意味というのの理解できるというふうに思つております。いずれにいたしましても、これから社会保障というものをどう考えていくか、どのようにこれは積み上げていくかということだというふうに思います。中には、社会保障が非常に増え過ぎるから、上限を設けておいてもう社会保障全額でここの頭打ちです。よというのを決めて、そしてその中を適当に分けてくださいみたいな議論がありますけれども、私は、これは乱暴な意見であつても、もちろん、社会保障の中、年金は年金、医療は医療、介護は介護、それぞれ整理をしなきゃならない、あるいは抑制しなきゃならない部分もあるし、それから今よりも増やさなければならぬ部分もあるし、様々な部分がありますけれども、それらをよく整理をして、極力効率的な制度を作り上げるということを行つて、それを積み上げて一体どうかということになつていくんだろうというふうに思つておりますし、今御指摘のように、その中で税と保険料というものをどうかみ合わせるかといひますか、絡み合わせるかということでありまして、そこは私はおのずから理解の得られていくところではないかというふうに思つております。次第でございまして、先ほど御指摘になりましたようなことも議論の対象になるというふうに思つております。

○山本孝史君 国民全員で基礎年金は支え合うのだから、財源としては税の方がいいと、こうおっしゃいました。いわゆる税方式、これまでの税方式の議論は、どちらかというと消費税と、こうなつていくわけですが、所得に比例した保険料ではなくて、所得に応じた年金目的税ということに置き換えていけば、これは実は同じように税方式なんですね。

なぜそういうことを言っているかといひますと、この資料の、お配りした資料の二をごらんいただきたいんですが、これは社会保障庁が作成されておられます平成十四年度の国民年金の加入納入状況ですけれども、今回、この年金の制度が

地方から国の方に事務が移行する中で国民年金の検認率が非常に下がつた。それは一つの理由は、免除、全額免除あるいは半額免除しておられることへの細かな対応ができなくなつていって、全部それが未納になつてしまつていふんですね。したがって、全額免除の申請率が減つていふところほど納付率が下がつたということに、非常にこの強い相関関係が見られるということなんです。これは、保険料ということをやつていふ限りは、払わなければ給付は付いてこないわけですね。

国民皆年金ということで皆さんに一定の基礎的な生活費を支給するというか、年金制度として出すということをお考えですと、やっぱり国民皆年金は社会保険制度はできないんですね。結局、払わなければ年金は来ない、負担なくして給付なしと、こうおっしゃいますが、払わなければ給付が来ないということの中で、今ほとんど払わないう人が増えてくる。従来はそこを免除制度で拾い上げて半額だけでも年金額を支給しようかと、こうやってきたわけですが、そこすら今落ち込んでいけるわけですね。

結局、免除制度というものがあつた限りにおいて、実は満額の年金をもらえない人が一杯出てくるわけですね。国民皆年金でしつかりとした、今の基礎年金、満額の例えは六万七千円とかを支給しようとするれば、これは保険方式では不可能なんです。したがって、そこは税方式、税を所得比例の基礎年金税とするか、そこに消費税を組み合わせるか、いろいろあると思いますが、負担能力に応じて払つていけばしつかりとしたものもあつていく。すなわち、貧乏な生活をした人は、苦しい生活をした人は老後になつても更に苦しい生活が続いていくというのが年金制度なんですね。

そこをやつたり、税金でしつかり支え合うという、先ほど大臣おっしゃつたように、みんな、国民共通でお互いに支え合ひをする基礎年金という部分は、やはり税を財源とするものに切り替え

ていくと。それは消費税というのじゃなくて、繰り返しますが、所得に比例したものと切り替えていくという形にするのが日本の年金を安定させる、信頼をさせるという方向としては私は選択の一つだろう。だから、何回も申し上げているように、年金制度を一階部分と二階部分をしっかりと切り分けて、一階部分をしっかりとした負担の一元化を進めて、それを所得比例の税に置き換えていくということが私はやっぱり選択だと思ふんですね。

そういう方向に是非、負担能力に応じて負担をすれば満額の年金が支給されるという形に、一遍には変えられませんが、制度設計を変えていくべきだと私は思っているんですが、こういう点、いかがですか。御理解いただけましたでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) いろいろの意味が今発言された中には含まれているというふうに思っておりますが、最初に言われました、基礎年金の部分に所得に応じて比例してある段階を付けていくということは、私も理解の範囲に入っている。それはそういう方法も私はあり得るというふうに、私は、私個人、現在、個人ですけれども、個人はそう思っております。

ただ、そういうふうにしていくということは、一番所得の少ないところの人たちは、それがどれだけになるか分かりませんが、若干払う、例えば十分の一なら十分の一払うとか、払えばそれで将来は満額もらえるということにはなるんだらうと思ふんですが、しかし、その十分の一をもう払わない、所得の少ないところはもう全然払わずに済むという話とは少し私は違っているのではないかと、これは私は思っております。やはりこれは所得に応じて支え合ひでありますから、何らかの形でやはりそこは少しづつは支え合ひていくという制度というのは残しておかないといけないのではないかと、私の思いであります。そこは若干、山本議員のお話と後半のところでは少し違ったかなというふうに私は思

ております。○山本孝史君 ちよつと持ち時間が少ないので、最初の御指摘については御理解いただいていると思います。

基礎年金というものをちゃんとした、阿部副大臣がおっしゃったように、バーチャルなものでなくて、ちゃんと合う、支え合うときに、税金と同じでして、自分の負担能力に応じてそこは負担をしている。税金でしたら、消費税であっても何であつてもみんなおのずと負担をしているわけですね。それで、日本国内に居住をしているその年数に応じて支給をするということと考えていけば、やはり負担能力がない人が負担できなかったことによつて半額の年金額しかもらえないということでは厳しいんだと思うので、そういう制度設計、一遍考えてくださいと、こういうことです。

そのところは、社会保険庁と国税庁の徴収部門を一体化させるということでもっと合理化が進むはずなんです。そういうことで、何か社会保険庁の改革の中にいろいろとお考えのようですけれども、私は社会保険庁の、これは前、新聞に出ていましたけれども、一百万の給料をもらいながら、国民年金推進員が一生懸命集めてくるのは四千万にしかない。自分が一生懸命集めてきても、その金額は自分の給料よりも少ないということ、これは、やっている方も大変だと思ひますし、これはやっぱりシステムの問題なんです。システム的に集めるということをお考えないと、いかに人海作戦を取つても、それは全部お給料で消えてしまふわけです。そうではなくて、むしろ、社会保険庁の徴収部門を国税の部分と一元化して、そしてもっとシステムチックに集められるということをお考えないと、これからやっていっても意味がないと思ひます。

そういう意味で、是非、そういう一元化を視野に入れてこの社会保険庁の改革というものを検討すべきだと私は思っておりますが、大臣はいかがでございますか。○国務大臣(坂口力君) 現在の年金保険料という

のは、特に国民年金の保険料というのは一律でありますから、数は二千万とか二千五百万とか非常に大きいわけですが、一律なものですから、そんなに、いただくことについての計算とか、この人はどれだけだとかというようなことは要らないわけで、しかし、もし仮に、山本議員がおっしゃるように、段階的に、所得を十分捕捉をして、あるいは大体捕捉をして、そしてそれによつて保険料をもらつていくことになりまして、これは一人一人かなりチェックしなきゃいけない、よくそこを見ていかなきゃいけないという事になってまいりますから、今よりもかなり難しい、徴収というのは難しいだろう。もしそういうふうになつてくれば、確かにおっしゃるように、税務署的な発想と申しますか、そうしたことでやはりやっていかなきゃならない部分も確かにあるということも私も認めたいというふうに思ひます。

そういうしますと、現在、税務署の皆さん方が、国税の皆さん方が一生懸命おやりいただいで、約五万人の皆さん方で、本間に企業がほとんど多くなつていく中をそれを一生懸命おやりいただいで、数百万件ぐらいではないかというふうな、私、前聞いたのはそのぐらいというふうな理解をいたしておりますが、そうしますと、その部分はうんと、数倍になるか、四倍になるか五倍になるか分かりませんが、そこはかなり増えてくる。所得の把握を十分に見ながら増えていくということでありまして、ここはそう簡単な話ではないということだろうというふうに思っております。

そのところを、今後それはどうしていくかという全体の、この社会保険庁の改革は、全体の改革、そうした大きな立場からの改革の話と、そして現在の中におきます改革の話と両方あるというふうな私理解をいたしております。その大きい方の、どこどこと一緒にしたらどうか、そういう話も、これは一方においては是非そういう議論も行われるだろうというふうに思っております。

し、そうした場も、議論をしていただく場も作りたいというふうに思っております。

しかし、いずれにしても、それにしても、その中で、やはり社会保障、年金や医療のところやらなきゃならない部分の仕事というのはなくなるわけではありますから、そこをより効率的にどうやっていくかということはしかし残されてくる。たとえどこかと一緒にするにしてもそこは残されてくるというふうに思っております。その部分の改革もやつていかなきゃいけないというふうに私は、同時進行かもしれないと思ひます。これは若干の遅い早いの問題はあるというふうに思ひますけれども、大きな課題と、しかしより具体的な問題と両方存在して、それを両方を今はやつていかなきゃいけないときだというふうに思っているわけでございます。

○山本孝史君 社会保険庁業務をもっと大胆に見直しをして、私も前職のときに奨学金の返還の滞り納督促やりましたけれども、これはもう大変です。そういうことから考えると、もっとシステムチックにやらないと絶対できません。そういうことだけ申し上げておきたいと思ひます。

社会保険庁の運営の問題で御指摘だけ申し上げておきますので、是非御検討いただきたいと思っておりますが、一つは、国民年金の保険料の納付のお知らせですね。

これは、私も国民年金の保険料を口座振替で払つていましたので、去年、あなた、一年間にこれだけ払いましたよというか、今年はこれだけ払いますよという、こういう通知書が来るんですね。毎回振替をする毎回来ていましたけれども、それはもう毎回じゃなくて年一回にするということでも業務を簡素化されると、こういうことでした。毎回一回来るものを、社会保険庁は年度単位で動いていきますので、六月ぐらいに来るんです。これを暦年に変えれば、一月から十二月までこれだけ払いましたよという通知が三月には送れるはずなんです。それを、確定申告をする人たちにそういった社会保険庁からの通知書を添付し

ていただければ国会議員の未納者などということ
は出ないわけですし、そこは一つの業務を二つに
使えるという意味では是非御検討をされたいの
ではないかと思っています。

それから、石川県の社会保険事務局の職員の選
択エージェンシーの問題で逮捕者が出ました。こ
の方が厚生省の官房の広報室の補佐というところ
に来られる。この人事も一体どういう人事なんだ
ろうと、こう思いましたけれども、その前に石川
県、石川県版の国民年金加入テレビコマーシャル
というのをお作りになっておられる。年金制度つ
て全国一つなのに、県版でいろんなPR版を作っ
ておられるのかというのは非常に無駄をしておら
れると思っています。

だから、それぞれの事務局で勝手に作っておら
れるのかどうか知りませんが、そういうものを一
体作っておられて、この年金の広報のために一体
私たちの保険料が幾ら無駄に使われているのかと
いう実態を是非調査をして、この委員会に報告を
していただきたいと思っています。

それから、グリーンピア等の資産を売却される
ということですが、このときには是非頭の片隅に
しっかりと置いておいていただきたいのは、グ
リーンピア等の資産は税金で買っている資産では
ありません。これは年金の保険料で買っている資
産です。

私が申し上げたいのは、国民全体の共有財産で
はなくて、年金に加入している人たちの財産で
す。だから、そのことをこの国会の中で勝手に決
めてはいけません。そもそもこれまでの年金法審議
をしたときに、未納議員が一杯いた中で勝手に決
めてきた。自分たちは保険料も払っていないにも
関わらず、こんなものを保険料で造れと言った
きたし、今度はそれを売れと言っておられる。そ
ういう勝手なことをしないで、これはやはり加入
者の利益を守るということを第一に考えた運営を
すべきだと思っています。

その意味で、御質問としては、社会保険庁の長
官を民間人にされるということですが、社会保険

庁の中に、年金を受けておられる人とか、あるい
は年金保険料を払っておられる国民の代表を入れ
て評議委員会のようなものを作って、本当に年金
というものはこういうふうにして集めるべきだ
し、こういうふうに使っていくべきだし、こういうふう
に通知すべきだという加入者側に立った視点。何
でかといったら、社会保険庁の職員、国家公務員
共済ですから、自分たちには関係していないん
ですね、基礎年金として関係していても。だから、
そういう視点が無いんですよ。人のお金を預かっ
ているという視点が無いから。そういう意味で、
そういう自分たちのお金なんだという視点を持っ
ている人を評議委員会として入れて運営をちゃんと
チェックさせる、そういう機関を是非作るべきだ
と思っています。この点だけ、大臣、お答えく
ださい。

○国務大臣(坂口力君) その点は私も考えており
まして、評議委員会、まあ名前をどうするかは別
にいたしまして、そうしたものを是非作って外部
から見えていただきまして透明なものにしたい、そ
ういうふうな思っております。

○山本孝史君 保険料が一杯無駄遣いされている
と思いますので、そこを見ていただきたい。
それで、最後の質問です。

これから先の財政見直し等々、あるいは給付の
水準についてこうなるといふことの推計をい
ろいろ出していただきましたが、その中で実は落
ちている視点は消費税の引上げなんですね。二〇
二三年までの間に消費税の引上げということは必
ず出てくるだろう。

消費税が引き上がりますと当然物価が上がりま
すので、それにマクロ経済スライドが掛かって給
付の水準の抑制につながっていく。物価が上が
らないとマクロ経済スライドは効かないわけだ
からそういうことなんだと思いますが、どの時点
で何%上げるかによって全然違ってくるんです
ね。例えば、ある年一遍に二%とか三%上げて
も、マクロ経済スライドが掛かるのは〇・九だけ
ですから、そういう意味では違ってくる。小刻

みに上げていくことと一遍に上げることによって
全然違ってくる。そういう意味で、財政見通
しを、あるいは所得代替率の変動推移を推計する
ときに、消費税をいつの時点でどういうふうにし
るかというのを織り込んでみて推計をしてみ
ないともう少し実態の姿にならないのではないの
と思うんですが、なぜ代替率ですとか財政見通し
の中に消費税のことが含まれていないのか、ある
いは含まれたものとして一遍推計してみようとい
うお考えになるか、そこを最後に御質問したいと
思います。

○国務大臣(坂口力君) 一つ消費税がどうなるか
ということとはなかなか予測し難いものでござい
ますし、今お話ありましたように、それを一度にや
めるのか、あるいはまた何段階に分けてやるのかと
いったことによってもそこは違ってくるというふ
うに思います。

過去の例で言えば、消費税を上げましたときに
は、その年の物価というものの確かに影響を及ぼ
しておりますが、それがずっとこう続いて影響す
るかというところは、そこはなかつたというふう
に思っておりますので、今後、そうした問題、組上
りのつてくればまた改めて検討するということだ
ろうと思います。

○山本孝史君 今日、大臣は基礎年金の税方式化
というのに対してその方向がいんだという御
認識をお示しになったと受け止めておりますが、
様々にやっぱり議論をしていくということは非常
に重要だと思っておりますので、お互い、先ほど阿
部副大臣と私はいい議論ができていたと思ってい
ますけれども、そういうふうにつながっていくか
ばいけな思っています。

いづれにしても、きつちりとした説明をこれか
らもやっていかないと、国民の側の年金不信、強
まるだけだ。その意味で強行採決は非常に残念
であつたということを再度申し上げて、質問を終
わりたいと思います。
ありがとうございます。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

私、持ち時間が十五分で大変短いんですが、幾
つか質問させていただきます。
〔委員長退席、理事藤井基之君着席〕

まず一問目は、日米、日韓の社会保障協定につ
いてですが、必要性については先ほど大臣お話
があつたかと思いますが、アメリカと韓国
以外にも当然たくさんある邦人、日本人の方が住
まいなわけでございます。それぞれ社会保障、
年金の問題等について同じような問題を抱えてい
ると思えますが、今後、厚生労働省として、今後
の取組の中で、米韓と韓国以外の地域に赴任をさ
れてお仕事をされている邦人の方々に対してどの
ような年金について対応をされていくのか、お答
えをいただきたいと思っています。

○国務大臣(坂口力君) これは、日本、かなり少
ないんですね、過去の協定を結びました。先ほ
ど山本議員からも少しお話があつたのですけれど
も、私、大臣ならせいでございましてから韓国に
行きましたときに、韓国で是非やりましようとい
うことを、韓国の衛生長官といひました。すか
ね、お会いをしましたときにそのお話をしまし
た。やはり、そういうふうにして決めますと、韓
国の順位はもとずっと後だったわけですし、も
う既にフランスとかベルギーとか、そういう
ふうなことがもう始まっておりまして、その
後であつたんですけれども、追いついて韓国が先
に両方ともできたということでございます。やろ
うとすればできるわけでありまして。

現在、まだできていないところで、フランス、
ベルギー等がございます。まだ組上りのつていな
いところでものせていかなきゃならないところあ
るというふうに思いますが、フランスにつきまし
ては、フランスの大臣が、昨年だったと思いま
すけれども、日本にお見えいただきまして、そのと
きに是非進めたいということをおっしゃいまし
た。こちらの方も是非進めましようということに
なっているわけでございますが、大臣が積極的に
言われた割にフランスの方の事務当局の方は全然
慎重なものですから、ちよつと行き違いがあつた

りいたしておりますが、昨年末に私の方からお手紙を出させていただきました。そして是非推進をしたいというふうに思っておりますので、今後ともそれぞれ事務局で進めるようにお願いをしたいといったことをしたところでございます。

今後、また新しい諸国もあるというふうに思いますので、日本の皆さん方がより多く行っているところ、そうしたことを中心にしながら、また、相手国の方も、日本で多くおみえになる程度で上がっているところでないといはできないわけでございますから、そうしたところを選んで、より積極的に進んでいくようにしなければいけないというふうに思っております。

○遠山清彦 よろしく対応方お願いいたします。

次に、先ほども出しましたけれども、この少子化対策大綱、六月四日に閣議決定されたということでございますが、私は、この大綱、大変大事だというふうに思っております。

先ほども出しましたけれども、今日の新聞で出生率が一・二九まで低下をしたという話があるわけでありまして、本当にこの大綱の冒頭に、ちよつと引用しますと、「日本が「子どもを生み、育てにくい社会」となっている現実を、我々は直視すべき時にきている。」というふうにあるわけでありまして、全く私は同感でございます。

ただ、また私が個人的に大変この大綱の中でうれしかったのは、六ページのところにこういう記述がございました。「社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとられることなく次世代育成支援の推進を図る。」と、こういう記述があったわけでありまして、この点は当委員会でも私、坂口大臣に申し上げさせていただきましたし、先日は決算委員会の締めくくり総括で小泉総理にもやや強めに申し上げさせていただいたところでございます。

現在、八十一・四兆円規模、今年度はもうもつとその上行っていると思えますけれども、の社会保障給付総額の中で、やはりこの高齢者関係、これは当然と言えば当然なんです、五十五兆を超える額が使われておりまして、割合で言いますと、七割に近い割合が高齢者の皆さんの年金とか介護とか医療等々が使われていると。また、各種の補助事業も大変充実しているわけでございます。

他方、児童・家庭関係になりますと、不妊治療の助成でありますとか、これは今年の四月から始まったわけでありまして、またあるいは、今日の委員会でも審議をする対象になっております児童手当にいたしましても、全部合わせても三・七％の割合しかないわけでございます。

ですから、私は個人的には、この児童手当についても今回、小学校三年生まで拡充をされる。これは一昨年の税制改正のときに我が公明党が強く主張をして実現の道筋を付けた政策でありまして、ドイツが社会保障給付総額のうち九％を児童・家庭関係に使っている、またスウェーデンは一〇％を超えている。そして、この児童手当等についても所得制限もなく、十六歳あるいは十八歳未満まで支給をしているということを考えますと、日本はまだまだ少子化対策が足りない、今回の児童手当の拡大はもう当然である、遅いぐらいであるというふうに私は思っているわけでございます。

そこで、大臣に、先ほど私が引用したところで一点だけ伺いをしたいんですが、高齢者関係給付を見直すということが明確に大綱で書かれているわけでありまして、これはもう簡単な作業ではございません。やはり年金、医療、介護など複数の社会保障領域にまたがる話でもございまして、また財源の問題を考えますと、先ほども出しました消費税あるいは間接税の在り方というものもかわってきます。

そこで私は、こういった非常に広範囲にわたる、そして根本的な社会保障の在り方を見直すところ、

いうことが、この少子化対策大綱の中に書かれた高齢者関係給付を見直すという言葉に実は凝縮されているんだらうというふうに思っております。そして、そういった大事な議論はやはり国民に見える形でしっかりとやっていかなければいけないと思うんですが、大臣としてはどういう場所であろうか、枠組みの中でこういった議論を今後されていくのが一番適当だとか考えなのか。経済財政諮問会議もございまして、あるいは少子化対策の本部というものの政府の中に今あるわけでございますが、どのような方向性をお考えなのか、お示しいただければと思います。

○国務大臣(坂口力君) 少子化対策を今後どういうふうに進めていくか、何が一番効率的なのかというところは、先ほども御答弁しましたとおり、やはりここはもう少し科学的なデータに基づいてやっていくということが大事だというふうに思っているわけでございますが、そうしたことを踏まえながら、より効率的にどうしていくか。どこに使うにいたしましても財源が必要なことだけは間違いないわけでありまして。

その財源をどういうふうにして作り出すかということになりますと、もう少し財源を、新しい財源を更に社会保障の中にプラスできるという状況であれば一番それは簡単なんですけれども、なかなか日本の経済あるいは財政状況、そういう状況にもなかなかないということになりますと、どこから作り出さなきゃならないということになってまいります。

作り出します場合に、割合としてこうしてみれば高齢者により厚く、そしてこの少子化にはより少ないではないかという議論は確かにあるわけでございますし、そこに書かれ、先ほどお読みいただきましたように、総論としてそういうふうにかかれたことも事実でございます。

しかし、これはなかなか言うはやすくして実際に行うというのはかなりこれはいろいろ難しい作業ではないかというふうに思います。これは、ただ、どこを取ってどこかをどうするという単純なことであるというわけにはいきません。それは

反発を招くだけだというふうに思いますから、もう少しこれは、全体の社会保障像そのものを考える中で、少子化にはやはりこれだけのことが必要だ、そのためにはどういうふうなことが必要かというふうなことをもう少し理屈の上で詰めていかないとはいけません。そして、高齢者の皆さん方に対しても、高齢者に現在行われておりますことの中で例えば重複を非常にしているとか、そうした面があるならば、そうした面についてそこは御理解をいただくようにしなければいけない。そんなことを考えて、そしてその財源というものについて議論を展開していくということではないかなと思います。

したがって、それを議論をする場所は、例えば少子化なら少子化のことだけをやっていく場所でもそこをやりましても、そこでの結論は出るかもしれないけれども、全体としてそれが受け入れられるかどうかということとはなかなか難しい。じゃ、高齢者の問題だけをやっていくところでその結論が出るかといえ、それもなかなか出ないということでございますので、私は、社会保障全体をどうしていくかというその場の中で、少子化に対してどれだけのやはり配慮が必要かということとを、全体の中でやはり考えて結論を出すということが一番望ましいのではないかとこのように考えている次第でございます。

○遠山清彦 ありがとうございます。

大臣いろいろおっしゃっていただいたんですが、幾つかの点について私も個人的にこれからしっかりと調査をして、歳出の部分で抑制できるところはないか、あるいは財源の確保についてどういう知恵が出来るかということについて、しっかりと努力をしていきたいと思っております。

最後の質問にもうなつてしまいましたが、六月五日付けの一部の新聞の報道によりますと、今年の四月から国の補助金事業として始まった不妊治療の助成制度を実施している都道府県が十五にとどまっているということでございます。さらに、実施をしている都道府県の中には、国の要綱

に含まれていない独自の要件を設けているところもあるということでありまして、この事実の私、確認をさせていただきたいということ、今後、せっかくできたこの不妊治療の助成制度でございますので、全都道府県で実施をしていただきたいと思うわけですが、それに向けた取組について伺いをしたいと思います。

○政府参考人(佐藤忠春君) 不妊治療に対する助成制度の実施状況でございますが、五月末に私も調査をした結果を申し上げますと、都道府県、指定都市、中核市、これが実施主体でございますが、全部で九十五自治体でございますが、本年度中に実施をしたいと考えておるところが大体八十程度の自治体でございます。実施率で八五％程度にはなるんじゃないかなと思うところでありますが、ただ、四月にスタートしたところは二十数件でございますので、そういったことが報じられておるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、各自治体で若干いろんな要件を付けておるといふことにつきましては、これは、国のこういう補助制度に先行して今までやっておった自治体もございますから、地域の実情に応じて独自の要件を定めておるところもあると思います。これはそれぞれの実施主体である自治体がどういったことで行うかということと判断されることではなからうかと思っております。

いずれにしても、この事業の意義というもののについてできるだけ自治体に理解を得るようにこれから努力をしていきたいというふうに思っております。

○遠山清彦君 終わります。

○井上美代君 日本共産党の井上美代です。

まず最初に、年金改革法案採決に当たり、理事会であれだけ決定していたのに、最後まで審議すべきを本場に裏切つて、小池議員、そして福島議員、西川議員、三人の審議権を奪つて強行したあの暴挙、私は本場に脳裏に刻まれてしまつております。国会史上に恥ずべき汚点を残したこの暴挙

に対して、怒りを込めて抗議をいたします。

質問に入っていきますが、私も今朝新聞を見ました。そして、合計特殊出生率が、〇二年の一・三二に続き、更に一・二九に低下をしたというのを見ました。これは戦後初めての落ち込みだということ、改めて私は子供たちの、もっと子供たちが増えることを改めて真剣に考えております。

私は、これまでの諸施策がやられてきておりまされども、これでは子供はそう簡単には生まれなないということを感じ、その施策に不足を思いつながらやってみました。安心して本場に子育てができる条件と環境を、私は、国の財源の問題がいつも出てまいりますけれども、そこをやっぱり惜しまずに、四つに組んで、どう努力すればいいのかという抜本的なやはり研究、そして、思い切つてやる、これをしなれば、私は日本の社会の発展に大きな影響を及ぼすというふうに思っております。

今回出されております児童手当の法案の問題ですけれども、この法案について、私も日本共産党も従来からこの児童手当の拡充をずっと求めてやってきました。今回の児童手当法のこの改正法案については、その立場から賛成です。ただし、その財源を庶民増税に求める点には、もう強く最後まで反対をしていきたいというふうに思っておりますので、その点はどうぞ守っていただきたいというふうに思います。

児童手当は子育て家庭を支援するものですが、子育てをする親たちを支援するには、児童手当の拡充も本場に重要な課題なんですけれども、私は労働条件の改善も大変重要であるというふうに思っております。

厚生労働白書の昨年版ですけれども、父親、母親に対して、「子育てしながら働く上で問題となつてくること」というテーマでアンケートが取られております。母親の場合は、理由の第一に挙げられているのが、仕事と家庭、育児の両立が体力・時間的に難しいというもので、保育サービスにお金が掛かるが二位に来ているんですね。経済

的支援もさることながら、私は、男性も含めて労働時間の短縮、これがやはり一番重要であるというふうに思っております。現状は余りにも懸け離れたものですね。

〔理事藤井基之君退席、理事武見敬三君着席〕

そういった観点から、私は、今日は具体的に、JAL、日本航空において大変に問題になっております客室乗務員のサービス残業について質問をしたいと思っております。

皆さん方のお手元に資料を出しております。それを見ていただきたいんですけれども、JALでは旅客機が飛び立つ一時間四十五分前が客室乗務員の始業時刻となつてはいるわけなんです。これは出した資料によつてはつきりしているというふうに思います。裏と表がありますが、表の方に実態調査結果発表というのがあつて、下の方にずっと書いてあります。どかが始業時刻になるかというのがそれで、下の表で分かるというふうに思います。打合せやセキュリティチェックなど、様々な準備が必要なんです。

ところが、打合せを始めるためには、その前に仕事の分担を決める工程表というのがあつて、表でいきますと左側です。この左側にアロケーションチャートというのがあります。これは仕事の分担を決める工程表を作つておることです。それを作つて、そして話し合つて仕事に入つていくわけなんです。どうしても、始業時間の前にこの工程表を作つておいて始業時間とともに打合せをするわけですから、これはどうしても要る時間なんです。これを作つておいて時間というのはどうしても要るんです。左側に十三分と二十五分というのを書いてありますけれども、これを足しますと、平均ですけれども三十八分に及ぶということなんです。

問題は、この始業前の工程表の作成をしている時間に賃金が支払われていないという問題があるわけなんです。

〔理事武見敬三君退席、委員長着席〕

更に問題なのは、この早出のサービス残業とも言うべき賃金未払に対して、会社側はこれを是正しようという姿勢を全く見せていないということがあります。客室乗務員四千人について計算すると、二年間で億単位の金額になる巨額のサービス残業なんです。

客乗組合は昨年の五月に、空港の事業所のあつて、東京で言えば大田、千葉で言えば成田、そして大阪の岸和田の各労働基準監督署にこのサービス残業問題の申告をいたしました。

これも裏の、資料の裏の方を見ていただきたいというふうに思いますが、日本航空への管轄労働基準監督署の対応の経過というのがありまして、二〇〇三年五月からそれが始まつております。特に見ていただきたいのは、指導内容、報告内容、指導内容、報告内容というのがそこに出てまいります。それを是非見ていただきたいというふうに思っています。

この申告をした監督署なんですけれども、各労働基準署が立入調査を行い、九月には、そこにありますように相次いで会社側を指導しているんですね。指導内容は資料に出しましたけれども、労働基準署もサービス残業の存在を認定いたしました。認定いたしました。

それに対して会社は、十一月に成田の労働基準署に回答しているんですけれども、それは、サービス残業の事実を確認できなかったというもので、今年一月、確認できなかったと言つたが、どういふ調査をして、なぜ確認できなかったのかというのを明らかにせよという追加の指導をしております。

それに対して二月十日に会社から回答がありましたが、具体的な実態を示すものはないというだけの、極めてもう本場に不十分、不誠実なものなんです。で、どういふ調査をしたのか、なぜ把握できなかったのかという質問には全く答える姿勢を示してありません。残念なのは、その会社の回答を受けての労働基準署の姿勢では、質問に対して会社はきちんと答えないので、なすすべがない、

また、飛行機の出発が遅れたら会社の責任でしよう、こういうふうに言っているわけなんです。どうやって調査したかも明らかにしないままに、ただ確認できなかったという結論だけを押し付けられて、どうして納得がいくでしょうか。

そこで、このJALのケースに限らず、一般論として私は聞きますけれども、労働者から申告を受けた労働者がサービス残業の調査を会社に指示した場合、会社側は申告者に対して調査方法も含めた調査結果の全体を誠実に回答する責任があるというふうに私は思います。

そこを答弁していただきたいんですけど、労働基準署にはそうさせる責務があるというふうに思っているんですけども、その点いかがですか、御答弁願います。

○政府参考人(大石明君) 労働者から申告があった場合、それに応じて迅速な対応をしていくということは当然のことでございます。

どういう調査をするか、集められるいろいろな資料を集め、そしてその経過というものは随時必要に応じて申告された方の方にもお話しすると、差し支えない限りということになるかと思えますけれどもお話しすると、こういう形で私どもも対処しているところでございます。

○井上美代君 私は、監督署というのはそれだけの権限を持っているんですから、何も遠慮なく、きちんとやはり、そこをどう、いろいろ起きている問題を解決できるのかという視点に立つてやはり頑張っていかなければ、この法違反というのは是正できないというふうに思うんです。

さらに、このサービス残業の調査に対する会社の姿勢には疑問を感じる点があります。

JALでは、社員が出社した際に社員番号をパソコンに入力しているんですね。そして出社記録を残すことになっているのですが、この出社記録も会社はいまだに出そうとしておりません。無責任じゃありませんか。出社時刻が分かれば、始業時刻の記録はありますから、その時間差を調べることで残業の存在を確認することができるんです。

けれども、それができなくなっています。

そこで、客室乗務員たちは、今度は何としてもということで、自分たちで付けた記録を労働基準に証拠として持っていきました。今年の一月には十七名が個人で申立て、申告し、そして自分たちの残業の記録を提出しました。会社に対して名前を明かして未払賃金の請求をしているわけなんです。もう本当に勇気あることなんです。労働者側はきちんとサービス残業の資料を示す、そしてそれに対して会社側はどうかというふうに思うんですけども、何も出さない。

こうなれば、当然、会社側は追い詰められると思うんですけども、ここで、残念なことなんですけれども、労働基準が十分その役割を果たしていないんです。それが現状なんです。現場での姿なんです。労働者が持つてきた証拠資料があるわけでしょう。名前も勇気を持つてきちんと公開しながら頑張っているわけなんです。

ところが、会社側にそれを突き付けて説明を求めるといふことをしていないのは、やはり会社側がその証拠資料を突き付けられれば、本来であつたらやはり反論できないというふうに思うんですよ。そうなれば、一歩深く事実を突き詰めることは間違いないではあるまいか。それができていないというところに、私は、あと一息のやはり奮闘をお願いしたいというふうに思うんです。

そこで、これも一般論として御答弁していただいて結構なんです。聞きたいことは、サービス残業を申告した労働者が資料を示している場合、やはりこれを十分に活用して、会社にはやはりもう追って話し合っていくというふうに、このことが重要だということに思うんですけども、会社に説明を求める必要があるときに、十分そこでもう迫り切れないということが出てくるというところ、これ非常に残念なことなんですけれども、その点いかがですか。御苦労もあるんだろうというふうに思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(大石明君) 労働基準監督署におい

てこうした申告があった場合、何よりもやはり大事なことは、事実関係をしっかりと把握することだということに考えております。そのためには、当然のことながら、事業主からいろいろな資料を求めますし、また、労働者の側からのいろいろな御報告あるいは資料といったものも当然のことながら参考とさせていただきます。

さらに加えて、私どもとしての調査というものもあるわけで、その間には、事業主とのやり取り等々の中では種々の苦勞もあるわけですから、そういうことを繰り返しながら、事実関係をしっかりと把握して、必要があれば指導していく、将来に向けてきちつとした労働関係というものを築き上げていただくために、そうした指導を必要があればしていくと、こういった段階取りになるわけでございます。その中で労働者側からの資料というのにも参考にさせていただくことは言うまでもございません。

○井上美代君 現場でやはり監督署に行くということは勇気の要ることです。職場も明らかにしなければいけませんし、自分の名前も明らかにするということになるわけで、私は、皆さん方も御苦勞をしておられると思いますけれども、是非、今言われたことをやはり現場で実行できるようにしてほしいというふうに思います。

そこに、資料にありますように、昨年の五月に申告をしたもう既に一年以上がたっております。客室乗務員の方々は本当に、私、一緒に話を聞き、現場で交渉をしてみて、どんなに粘り強く会社と交渉をしているか、そして会社というののいかに冷たいかということをもう自分がじかに触れて感じております。

労働基準署に対しては、資料や情報の提供もいろいろ行ってきました。もちろん、自らの権利を守り、生活を守るためであります。それだけでは足りないんです。やはり公共交通機関、人の命を預かる仕事をしているわけなんです。労働条件について会社に法律を遵守させることが空の安全にもつながるということを、この皆さんは本当に身を

もって示しておられるわけなんです。

JALのサービス残業問題、公正かつ厳正な調査と指導をやはり緊急に行っていたいただきたいというふうに思うんです。大きい会社だから、トップの会社だから遠慮をするというのでは困るんですね。そこで働いている人たちというのは大変な痛目目に遭っているわけですから、私は本当に緊急にその調査を行って指導してほしいというふうに思っているんですけども、その点について参考人の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(大石明君) 個別の事案についてのお答えは差し控えていただきたいと思えます。

今委員から、大企業だから遠慮することなくというお話がございましたが、私ども、大企業とか中小企業とか、そういったことは念頭にございまして、違反等の不適切な事案があれば適切に指導してまいりますし、それは大企業、中小企業、何ら変わることはないわけでございまして、いづれにいたしましても、今後とも的確に対応してまいりたいというふうに思っております。

○井上美代君 今御答弁がありましたけれども、私は、今御答弁くださったように、やはりどこでも本当に遠慮もなく、そこにある問題を解決する、どうすれば解決できるかという、そこに力を入れて解決していただきたいと思います。なかなか解決できていないというところが問題なんです。

笑ってはいけませんよ。笑ってはいけません。真剣なことを私は言っているんです。

やはり女性労働者の多いところで本当に苦勞しているスチュワーデスの方たち、私はやはり、今言われたように、現場をやはり指導してほしいというんです。全国ありますので、いろいろそれぞれありますので、是非よろしく願いたい。私は大臣にもお尋ねしたいんですけども、最近三菱ふそうの問題などで改めて交通機関にかかわる企業の社会的責任というのが大きな関心事であり、また焦点にもなっているというふうに

思っております。大変残念なことなんですけれども、航空関係業務ではテロの問題もあります。大変な緊張と責任がやはり課せられているわけなんです。

サービス残業などの違法行為というのは本当に直ちに根絶をしなければいけない中身なのに、やはりほんの一部しかまだ解決できていない。私は、こういう法違反が放置されているということは、これはもう絶対許されないことだと思えます。この点でもやはり厳正な調査と指導が私は必要なんだというふうに思っているんですけれども、大臣、その点についてどのようにお考えになられているでしょうか、お聞かせ願います。

○国務大臣(坂口力君) 私は調べておりませんけれども、ここに書いてあります、どういう調査をして、なぜ把握できなかったのかを明らかにすることというふうに監督署がそういうことを言っている、それに対して何ら返答がないということが事実であるならば、もう一度、どういう調査をして、なぜ把握できなかったのかを明らかにすること、もう一度出させたいと思います。

○井上美代君 私は、この資料をつぶさに見ていただきたいんですけれども、やはり形どおりの答弁、答えになっているんですね。指導内容も、私はかなり現場としては努力しておられる中身ではあるというふうに思いながらも、やっぱりこれでは現場の法違反を改善することはできないというのを改めて感じているんです。

こういうものが解決できないで、本当に子供を抱えながら空を飛んで、決して夕方などに家に帰れない、そういう労働時間で苦勞している女性たちの苦勞というのは私は並大抵ではないというふうに思っているだけに、私は、本当に真剣に四つに組んでやっぱりこれを解決していく、それが少子化を克服する道にも通じていくというふうに思うわけなんです。

そういう意味で、是非、大臣、子供たちの将来も、そしてまた更に日本の社会の将来も考えながらやっていただきたいというふうに思います。

「はい、時間」と呼ぶ者あり) まだありますよ。

私は、サービス残業については、ちょうど昨日、厚生労働省が正指導件数の発表を行いました、そして二〇〇三年に労基署が事業所に是正した件数が出されたんですね。私は、一万八千五百十一件と過去最高になっている数字を見まして、本当にうれしい思いがしました。労基署もサービス残業が実際に行われている夜の立入調査を積極的にやっておられるということで、私は、労働者の側の申告、そして情報提供を土台に行政の側も頑張った結果だというふうに思いますし、大いに励まされております。

ただ、やはりまだこれは氷山の一角だと思うんですね。私は、現場の話を聞いておまして、本当に大変な現場が余りにも多過ぎる、だから解決まで時間は掛かっているので問題があるわけなんです。

私も日本共産党は、サービス残業根絶法案も今提出をしております。この解消のためには、やはり事業主に対して労働時間把握と記録の義務は罰則をもって強制すべきと考えているわけなんです。こうした方向での制度改正とサービス残業の根絶、男女とも働きやすい社会の実現に向けて、やはり全力を挙げていくべきだと思います。

最後に大臣の御答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 具体的なお話が幾つか出たわけですが、その具体例は、それぞれまた具体的にそれぞれの役所が対応するものというふうに思いますが、いずれにいたしましても、やはり大きい会社であれ小さな企業であれ、お守りをいただかなければならないところは法に従って守っていただかなければならないわけでありますから、そこは役所も毅然として行わなければならないというふうに思っております。

○井上美代君 終わります。

○西川きよし君 西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず冒頭、本日は当委員会の諸先生方に質問時

間の御配慮をいただいたことを、まず冒頭、厚く御礼申し上げます。

ただ、先生方からもしましたが、先週の採決の在り方、与党側の対応につきましては、私も納得がいらず、本当に強く抗議をしたいというふうに思っております。

私のように、十八年間どちらにも属さず、そしてまた御支持をいただく政党もございませんでしたけれども、一生懸命この良識の府というところで、いいことはいいい、悪いことは悪い、そして初心を忘れずにしっかりと自分では努力をさせていただきます。

そして、皆さん方にいろいろと御協力をいただいたこと、この場をかりて改めてお礼を申し上げます。

そしてまた、参議院のこの委員会に参加をさせていただいたことは、本当に自分自身よかったな、よく、揺りかごから墓場まで、そして朝起きて休むまでは本当にこの委員会にお世話になるわけですから。

しかし、最後は本当に残念でございました。三人の質問が剝奪されたわけでございますけれども、これは直接国会の運営のことですから、坂口厚生労働大臣に私はとやかく申し上げる気持ちにはございません。そういう気持ちもございまして、質問のときにも、私は大臣に辞めていただくというようなことの気持ちの表現はいたしませんでした。

いつも申し上げるように、本当に続く限り、命の続く限り坂口厚生労働大臣には大臣を続けていただきたいというのが私の気持ちでございます。大臣はいつもおっしゃるんですけれども、早く自由になりたいというふうにおっしゃいますけれども、初心を忘れず、いつもそうですね、やっぱり庶民の代弁者としてこちらへお仕事に寄せていただいている西川きよしといたしましてはそういう気持ちで一杯でございます。

しかし、その運営に関しては申し上げますが、三日の日にございますが、細田官房長官、あ

の方の記者会見で、もう本当にテレビを見ておりましたびっくりいたしました。耳を疑いました。

ここで御説明をさせていただきませんが、野党は本当に質問をしたいと思っいろいろな用意をして質疑ができなかったのかどうかと、これははっきり申し上げましてびっくりいたしました。前日来、もう本当に皆さん方は十二分に、二〇〇%お分りの方々がかりですけれども、全国の方々はなかなか分りにくいことでございます。ちゃんとこういった御質問をさせていただきます、そして政府の方々も一生懸命お仕事をなさっておられるわけです。どこからあいつの発言になったのか、本当によく分かりません。

是非、坂口厚生労働大臣が閣議等でお会いになったときにはこの気持ちをお伝えいただきたいと思えます。先ほど、一・二九の問題のときにも大臣は、まあ後々考えて処分をしなきゃいけないというような発言もございましたが、私が官房長官を処分するような立場ではございませんので、どうぞお会いになりましたときには一言お伝えをいただきたいと思えます。

誠に申し訳ないんですが、一言だけ今いただければと思います。

○国務大臣(坂口力君) 官房長官の御発言は私も十分に存じております。しかし、そのときのメモ書き等によりまして、これは、参議院の場合どういうやり取りがあったのか、本当に質問をしたかと思っいろいろな用意しておてそれができなかったのかどうか、これは国会の問題、運営の問題ですのでよく調べてみなければ、調べてみないと分かりません、というふうな、参議院の場合はというふうにして区切って言っておみえになります。その前段の場合で衆議院のことに触れられて少しのわけでございますが、報道の方はそれが少しこっちゃんになって報道されたということもあるのではないかとこのように思っております。

委員からそういう御発言がありましたことはよく伝えたいと存じます。

○西川きよし君 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、国民年金法の三十六条の二の関係についてお伺いをいたします。

この問題につきましては、本当に四年以上、オリンピックは四年に一回でございすけれども、四年半ほど前になると思うんですけれども、ある拘留所に拘留をされている人から僕のところに通のお便りが届きました。実は、この方は二十歳前の障害による障害基礎年金の受給者の方でございました。

現行法によりますと、こうした無拠出制の年金については、監獄や労務所などに拘禁をされた場合は全額支給を停止されることになっております。当然だと思えます。それは、日々その生活の中での衣食住は全部税金で賄われるわけですから、それにもう一つ年金という上乗せということになりますと税金の二重手当てというふうなことになるのではないかなというところで、私自身も当然ではないかなというふうに理解をさせていたたくわけですけれども。

そこで、全額支給を停止されたというところでございすけれども、そのお便りの中に、年長のお母さん、そして子供たち同居しておられるわけです。最初は、悪いことをした人ですから当然のことだというふうに思っておりました。何回も何回も僕自身も読み返して、内容を何とか、どういう角度から把握させてもらおう、理解しようというふうに考えたわけですが、どうも、いろいろ特養などにもお尋ねしたり、我が家にも年寄りがおられるわけですが、年長いた親、そして小さな子供ということ、自分は悪いことをして拘留されているわけですからこれは当然といえば当然のことですけれども、どうしてもこの親、子供のところに私は引掛かりました。

そして、刑事手続上、裁判で有罪が確定するまでは無罪と推定するという、こういう原則があるわけですが、それから、僕が思うには、在宅起訴されている方は支給されます。そういった

ことを併せて考えますと、どうしても制度の矛盾を感じました。そして最終的には、これはなかなか難しいことですが、罪を憎んで人を憎まず、そういう思いでこれまでの間、四年半にわたり、大臣にも毎回のようになにに質問をさせていただきました。申し訳なく思っておりますけれども、これまで御質問をさせていただいて、心のこもった御答弁をちょうだいいたしました。

これまで御検討いただいた内容について、是非御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 罪を憎んで人を憎まずということだというふうに思いますが、これは西川議員から前回にも、私ももう一、二回御質問をいただいたように思っております。かねてからこの御指摘を受けてまいりまして、私たちもいろいろと検討をずっと続けてまいりました。

今回の改正案におきましては、監獄などに収容されている者のうちでいわゆる未決拘留中の人に於いて、刑事手続におきましては、有罪の判決が確定するまでは罪を犯した者として取り扱うことはしないという原則がございす。また、その方と生計を同一にしていた方がおみえになる場合もあるわけがございす。御家族のこともございす。そうした観点から、有罪が確定するまでは支給停止しないというところをございす。いろいろと御発言をいただきましたことについて検討をさせていただいた結果でございす。

○西川きよし君 ありがとうございます。いつも本当に真摯にお取り組みいただきまして感謝申し上げます。

続いて、この省令の部分ですが、どういった内容とされるのか、是非お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(吉武民樹君) 今先生御質問がございましたように、これまで、国民年金法第三十六条の二の第一項におきまして、二十歳前障害による障害基礎年金の支給が停止される事由が規定をされております。

その場合といたしまして、第二号の規定では、

「監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき」、それから第三号の規定で、「少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき」というふうな規定をされております。

それで、この規定のままですと、有罪の判決が確定している方とそうでない未決拘留の方との区別がなされておられないので、未決拘留の方につきましても障害基礎年金は支給停止されることになっておりました。

今回の改正によりまして、有罪が確定するまでの間は支給停止しないようにするために、「第二号及び第三号」先ほど申し上げた規定でございすが、「に該当する場合にあつては、厚生労働省令に定める場合に限る」というふうな新たに規定することといたしております。これを受けまして、厚生労働省令におきましては、支給停止の対象者から未決拘留の方が除かれるように、他の法令も参考にしながら規定することとしておりまして、今、端的に申し上げますと、例えば、懲役、禁錮あるいは拘留の刑の執行等のために監獄に拘留されている場合というふうな省令で限定をいたしまして、このことによりまして、未決拘留の方はその対象外となるというような省令を制定することを考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。本当に、法律の専門家ではない我々のように、なかなか読ませていただいても理解に苦しむといひますか、そういった点を分かりやすくどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、今回のこの審議の中でもいろいろとお伺ひいたしました、ポストポリオという部分についてお伺ひをしたいと思ひます。

ポストポリオと障害年金の関係でございすけれども、先日御質問をさせていただいた後に社会保険審査会の裁決の結果が出されたということでございすが、その内容はこういったことか、是非お伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) お尋ねの裁決結果でございすが、厚生年金保険の被保険者が生後六か

月に罹患したポリオに起因する両下肢機能障害について、四十八歳になつてから障害となつたとして障害厚生年金の裁定請求を求めていた事例につきまして、社会保険庁長官が、平成十四年十二月二十五日付けで、当該傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者期間中になつた理由により、障害基礎年金及び障害厚生年金を支給しないとした処分につきまして、当該処分を取り消す旨の裁決を行ったものでございす。

その認容の理由でございすが、まず、請求人の両下肢機能障害をポストポリオ症候群、PPSと以下略称させていただきますと思ひますが、このポストポリオ症候群であると認定いたしました上で、ポリオとPPSとの関係を同一傷病と見るか別傷病と見るかはPPSの発生機序が解明されていないこともあつてにわかに決し難い問題であるが、ポリオの発症とPPSの発症との間には大きな時間的間隔が存在し、その後に従前の障害の状態とは程度、態様、部位において著しく異なる障害を発生したということ、そして請求人は、ポリオ罹患後、PPSの初診日まで四十五年以上にわたり、両下肢の軽度の障害を残しながらも、その障害の状態は安定し、これに対して格別の治療を施す必要がなかつたものであり、特に、昭和四十九年に就職してからの二十年余りは厚生年金保険の被保険者として健康人と変りない生活を行つてきたということを事実認定した上で、ポリオの原症状とPPSによる症状との間に存在をすることがこのような非連続性に照らせば、当該傷病の発生が四十五余り前の疾患に由来するとのことを理由として厚生年金保険法上の障害給付を拒むことは、同制度の趣旨及び公平の理念に照らして著しく妥当を欠くという理由でございす。

長くなりましたが、以上のように、本事例につきまして社会的治愈の考え方を適用されたものと受け止めております。

○西川きよし君 どうも、分かりやすく、長い御答弁ありがとうございます。いえ、嫌みで決して言っているのではありませんので、辻局長の

御性格も私はもう十二分に御理解させていただいておられますので、本当にまじめな方だというふうな、この十八年間お仕事をさせていただいて、そう思っております。

そして、先日、社会的治療について、そしてこのポストボリオにつきまして、大臣からは三、四か月掛けてというふうな御答弁をいただきました。三、四か月掛けて専門家の意見を聴きながら対応するという御答弁をちょうだいいたしました。その際には、今回の裁決内容も十分御考慮をいただきましたが御検討いただきたいというふうな、私自身こう思うわけですが、御答弁をちょうだいしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 前回にも御質問をいただきましたが、そのときにも申し上げたところでございますが、いわゆる社会的治療というのをどう解釈するかという問題に尽きるといふふうに思っております。

これは、法律的な解釈の仕方、それから医学的な解釈の仕方、いろいろあるんだというふうなふうに思っています。そうした専門家の皆さんの御意見を聴いて、そして早くこの社会的治療、どういう場合に社会的治療と認めるかといったことの基準を明らかにやはりしなければいけないだろうというふうな思っています。それぞれの地域によつてそれぞれが、担当者が解釈をしているというのではないけれども、ここは明確にしないといけないというふうな思っておりますので、今回の判例等もございまして、今回のことなども十分に念頭に置きながら、ひとつ早く結論を出させていただきたいと思っております。

○西川きよし君 大変に本当に難しい問題ではございますが、辻局長、そしてまた大臣の御答弁、本当にありがとうございます。

この二つの問題も、本当に、日本全国約一億三千万人の人口から見ると、果たして何十万、何万人、ややもすると何百万人の問題かもしれませんけれども、ボリオのこの第二感染の問題、そして最近ではお年寄りの通院介助の問題、そして国

保組合の問題、坂口厚生労働大臣には本当に一つ一つ御丁寧に本当に対応していただいて、そしてまた解決の道を付けていただいたことを本当に有り難く思います。

それにしても、私もしつこくしつこく質問をさせていただいたことを本当にお許しいただきたいと思うんですが、それはやはり庶民の代弁者としてということでお許しいただきたいと思っています。ここではそれが仕事でございますので。

時には、私自身もそうですけども、ある方々からは、西川は木を見て森を見ないという御批判をいただいたこともございます。しかし、与党、野党の先生方がしっかりとこの国の森をしっかりと見て守っていただいているわけですから、私はできる限り一本一本の木を見て、日の当たらない木がないのかなというふうな気持ちでいつもここでお仕事をさせていただいております。そして、傷が付いている木がありましたら、手当てのお手伝いをさせていただければというふうな、それが自分の役割だというふうなこれまで取り組んでまいりました。(「すばらしい」と呼ぶ者あり)そして、あつ、ありがとうございます。もう身に余る光栄です。そしてそのことに、与野党の先生方、政府の閣僚の皆さん、政府の方々、職員の皆さん方、本当に懇切丁寧にいろいろと勉強もさせていただきまして、また御理解もしていただきました。

それだけに、本当に最後ですけれども、今回のように、弱者の意見といいますが、そういう部分、なかなかここでは取り上げてもらえないとか、はがき一枚、手紙、あとは本当に、国会の周辺でもよくデモがあつたりするんですけども、それでも取り上げてもらえない、そして会期末にはいつも請願の精査もありますけれども、そういったこともいろいろ考えまして、本当に弱い立場の人たちが安心して暮らせるような世の中をお作りいただきたいと思います。まだ何度か委員会もあるようですので、最後までしっかりと頑張ります。

時間が参りましたので、本日はこれで終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(国井正幸君) 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案につきましては、他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。これより両案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより両案の採決に入ります。

まず、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(国井正幸君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(国井正幸君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(国井正幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守ることに係る請願(第二八八五号)(第二八八六号)(第二八八七号)(第二八八八号)(第二八八九号)(第二八九〇号)

一、臓器移植の普及に関する請願(第二九二七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二九二八号)

一、看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願(第二九二九号)(第二九三〇号)

一、年金制度の充実に関する請願(第二九三一号)(第二九三二号)(第二九三三号)

一、年金改悪反対に関する請願(第二九三四号)

一、年金や生活保護などの切下げを元に戻すこと、国民を苦しめる医療・年金制度の大改悪反対に関する請願(第二九三五号)(第二九三六号)

一、国民の安心と経済活性化のための社会保障の拡充に関する請願(第二九三七号)(第二九三八号)(第二九三九号)

一、年金改革法案の廃案、最低保障年金制度の創設に関する請願(第二九四〇号)(第二九四一号)(第二九四二号)

一、建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守ることに係る請願(第二九四三号)(第二九四四号)(第二九四五号)

一、年金制度の改悪中止に関する請願(第二九五九号)

一、建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守ることに係る請願(第二九八八号)(第二九八九号)(第二九九〇号)(第二九九一号)

一、看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願(第二九九二号)(第二九九三号)

一、年金制度の充実に関する請願(第二九九四号)(第二九九五号)

一、パートタイム労働法の抜本的改正による均等待遇実現、有期雇用の期間延長に伴う育児・介護休業制度の適用拡大に関する請願

号(第三一二五号)(第三一二六号)(第三一二

請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

紹介議員 齋藤 勁君

請願者 横浜市港北区新羽町二、六四四ノ

二〇三 後藤賢治 外六名
紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第二九三三三号 平成十六年五月二十一日受理
年金制度の充実に関する請願
請願者 東京都日野市日野九〇二 河本清
外八名
紹介議員 黒岩 宇洋君
この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第二九三四四号 平成十六年五月二十一日受理
年金改悪反対に関する請願
請願者 徳島県小松島市田浦町近里八四ノ
一 坂口千恵美 外一万九千九百
九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第二九三三三三号 平成十六年五月二十一日受理
年金や生活保護などの切下げを元に戻すこと、国
民を苦しめる医療・年金制度の大改悪反対に関す
る請願
請願者 名古屋港区木場町九ノ五 藤原
政広 外三千三百八十七名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一一五三三三号と同じである。

第二九三三六号 平成十六年五月二十一日受理
年金や生活保護などの切下げを元に戻すこと、国
民を苦しめる医療・年金制度の大改悪反対に関す
る請願
請願者 広島県廿日市市平良二ノ一〇ノ四
三ノ一〇四 森山千穂 外三千三
百八十七名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一一五三三三号と同じである。

第二九三七七号 平成十六年五月二十一日受理
国民の安心と経済活性化のための社会保障の拡充
に関する請願
請願者 横浜市泉区下飯田町一、七四五
美濃口薫 外二千七百三名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一一七三三三号と同じである。

第二九三八八号 平成十六年五月二十一日受理
国民の安心と経済活性化のための社会保障の拡充
に関する請願
請願者 京都市西京区川島東代町二二ノ一
一 奥山理恵 外千九百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一一七三三三号と同じである。

第二九三九九号 平成十六年五月二十一日受理
国民の安心と経済活性化のための社会保障の拡充
に関する請願
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘八ノ一ノ
一〇 堂下朗 外千九百九十九名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一一七三三三号と同じである。

第二九四〇〇号 平成十六年五月二十一日受理
年金改革法案の廃案、最低保障年金制度の創設に
関する請願
請願者 兵庫県宝塚市御殿山四ノ一ノ一
五 万木徳子 外一万九千九百九
十九名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二五四二二二号と同じである。

第二九四一〇号 平成十六年五月二十一日受理
年金改革法案の廃案、最低保障年金制度の創設に
関する請願
請願者 山梨県甲府市小松町六二五ノ四二
河野明美 外九千九百九十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二五四二二二号と同じである。

第二九四二二二号 平成十六年五月二十一日受理
年金改革法案の廃案、最低保障年金制度の創設に
関する請願
請願者 静岡県浜松市天王町八一六 竹山
道彦 外九千九百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二五四二二二号と同じである。

第二九四三三三号 平成十六年五月二十一日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願
請願者 東京都練馬区向山四ノ二三ノ一二
萩原三男 外八十一名
紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

第二九四四四四号 平成十六年五月二十一日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願
請願者 新潟県新発田市下三光五一四 伊
藤好規 外六十六名
紹介議員 黒岩 宇洋君
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

第二九四五五五号 平成十六年五月二十四日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願
請願者 富山県射水郡下村白石六七三ノ五
五 山崎令子 外四百九十九名
紹介議員 谷林 正昭君
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

第二九四六六六号 平成十六年五月二十四日受理
年金制度の改悪中止に関する請願
請願者 奈良県生駒市小町二、一〇五ノ
九 吉川寛 外三百四十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一七九二二二号と同じである。

第二九四七七七号 平成十六年五月二十四日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願
請願者 三重県四日市市曙町二八ノ一
伊藤曉美 外四百十六名
紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

第二九四八八八号 平成十六年五月二十四日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願
請願者 横浜市都筑区あゆみが丘五ノ三二
ノ四〇四 小田川義和 外九名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

第二九四九九九号 平成十六年五月二十四日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願
請願者 東京都北區上十条三ノ七ノ七 菊
池俊雄 外四百四十五名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

第二九五〇〇〇号 平成十六年五月二十四日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願
請願者 福島県大沼郡会津本郷町字川原町
甲一、八九八 岩本光雄 外四百
九十九名
紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

第二九五一一一 平成十六年五月二十四日受理
看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願
請願者 東京都あきる野市雨間二二四ノ一
二 岡部瞳 外三名
紹介議員 岩本 莊太郎
この請願の趣旨は、第二五八四四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第二九三三号 平成十六年五月二十四日受理

看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願

請願者 埼玉県川口市前上町六ノ一五 辻田香織 外二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第二九四四号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の充実に関する請願

請願者 東京都あきる野市雨間二二四ノ一 岡部瞳 外二名

紹介議員 岩本 莊太郎

この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第二九五五号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の充実に関する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ四ノ一ノ五一 小柴カスミ 外二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第二九六六号 平成十六年五月二十四日受理

パートタイム労働法の抜本的改正による均等待遇

実現、有期雇用の期間延長に伴う育児・介護休業

制度の適用拡大に関する請願

請願者 名古屋港区秋葉一ノ一八 伊藤清 外千二百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二九一七号と同じである。

第二九九七号 平成十六年五月二十四日受理

パートタイム労働法の抜本的改正による均等待遇

実現、有期雇用の期間延長に伴う育児・介護休業

制度の適用拡大に関する請願

請願者 大阪府吹田市末広町二一ノ六〇ノ一〇八 大場美和子 外六百四十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

紹介議員 宮本 岳志君

第二九八八号 平成十六年五月二十四日受理

パートタイム労働法の抜本的改正による均等待遇

実現、有期雇用の期間延長に伴う育児・介護休業

制度の適用拡大に関する請願

請願者 京都市南区東九条南島丸町三五ノ六 足立由紀枝 外六百四十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第二九九九号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡沼南町高柳一、七 九ノ三七 佐々木葉子 外一万二千三百三十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第三〇〇〇号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 神奈川県海老名市中新田八七八ノ六 加藤寛子 外九千九百九十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第三〇〇一号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 大阪府高槻市奈佐原二ノ二一ノ五 二 熊谷さとみ 外九千九百九十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第三〇〇二号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 愛知県田原市田原町山口一五ノ五

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第三〇〇三号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 京都市伏見区深草正覚町九ノ一 島啓子 外九千九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第三〇〇四号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の改悪中止に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町東横町九ノ一四 成田辰仁 外九千九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七九二号と同じである。

第三〇〇五号 平成十六年五月二十四日受理

育児・介護休業法の改正に関する請願

請願者 東京都北区豊島七ノ一ノ四 池田由美子 外一万二千六百三十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一八八八号と同じである。

第三〇〇六号 平成十六年五月二十四日受理

育児・介護休業法の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪一ノ五〇ノ一九 金田文子 外一万二千六百三十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八八八号と同じである。

第三〇〇七号 平成十六年五月二十四日受理

年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 神奈川県相模原市若松一ノ一四ノ

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八八八号と同じである。

七 神山隆雄 外四十八名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三〇〇八号 平成十六年五月二十四日受理

国民の安心と経済活性化のための社会保障の拡充

に関する請願

請願者 神奈川県大和市中央林間五ノ一二 一〇六 長谷川浩史 外九百十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第三〇二七号 平成十六年五月二十四日受理

マッサージュ診療報酬の適正な引上げに関する請願

請願者 広島市佐伯区隅の浜二ノ七ノ一ノ二 仁田貞則 外七十名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一五〇九号と同じである。

第三〇二八号 平成十六年五月二十四日受理

看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願

請願者 東京都北区神谷一ノ八ノ一二 中川砂緒里 外二十一名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第三〇二九号 平成十六年五月二十四日受理

年金制度の充実に関する請願

請願者 千葉県流山市西平井五五九ノ七 漆原実穂子 外四十四名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第三〇三一号 平成十六年五月二十四日受理

二十四年の年金改悪反対、安心して暮らせる年金

制度に関する請願

請願者 横浜市磯子区杉田五ノ一六ノ四〇 石黒信昭 外三万二千三百五十

六名

紹介議員 畑野 君枝君

政府は、二〇〇四年の年金改革に向けて、制度の大改悪の準備を進めている。厚生労働省は、厚生年金、国民年金とも保険料を段階的に、大幅に引き上げ、その時々々の社会経済情勢によつて法律改正なしに、自動的に年金額を減らすという、高負担、低年金の年金制度に改悪することを提案している。また、政府は、年金生活者からの増税をねらい、公的年金等控除の廃止、縮小さえ計画している。一方で、法律で義務付けられている基礎年金の国庫負担の二分の一への引上げには難色を示し、いまだに実施しようとしていない。国民年金、厚生年金、合わせて約一四七兆円の積立金があり、その運用で二〇〇二年度上半期までに、五兆円を超える赤字を出している。安全性が確保されない株式投資はやめるべきである。無年金者、無年金障害者が七〇万人以上、未加入・未納・免除者など、やがて無年金、低年金となる人は九〇〇万人と言われている。国連社会権規約委員会は、日本政府に、年金制度に最低年金を導入することを勧告している。最低保障年金制度を求める流れは、国際的にも国内的にも大きくなっている。本来、年金は社会保障制度の大黒柱であり、老後の命綱としても、なくてはならない制度である。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、二〇〇四年の年金改革に当たっては、厚生年金、国民年金などの保険料の引上げ、年金支給額の引下げなど、これ以上の改悪は行わないこと。

二、基礎年金の国庫負担を二分の一に引き上げること。

三、年金積立金を株式投資に使わないこと。過大な積立金は、保険料の引下げと給付の改善に活用すること。

四、全額国庫負担による「最低保障年金制度」(月額、一人七万円)をつくり、すべての人が安

心して暮らせるようにすること。

第三〇三六号 平成十六年五月二十五日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守ることに関する請願

請願者 北海道河東郡音更町南鈴蘭南三ノ五ノ一六 神島つな子 外百名

紹介議員 中川 義雄君
この請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

第三〇三七号 平成十六年五月二十五日受理
看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願

請願者 東京都豊島区目白四ノ一四ノ八 松井輝夫 外五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三〇三八号 平成十六年五月二十五日受理
看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願

請願者 千葉県流山市西平井五五九ノ七 漆原実穂子 外二名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三〇三九号 平成十六年五月二十五日受理
年金制度の充実に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木四ノ一二ノ二 米田八重子 外五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第三〇四〇号 平成十六年五月二十五日受理
年金制度の充実に関する請願

請願者 東京都府中市武蔵台三ノ二七ノ八 滝田和子 外二名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第三〇五二号 平成十六年五月二十五日受理

年金改革法案の廃案、最低保障年金制度の創設に関する請願

請願者 岩手県盛岡市黒石野二ノ二二ノ四 潮見幸子 外一万名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第三〇五三三号 平成十六年五月二十五日受理
年金改革法案の廃案、最低保障年金制度の創設に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡岐南町徳田六ノ七一 森圭佑 外九千八百十四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第三〇五九号 平成十六年五月二十六日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守ることに関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町三七六ノ一 小林佳子 外二百四十九名

紹介議員 羽田雄一郎君
この請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

第三〇六〇号 平成十六年五月二十六日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守ることに関する請願

請願者 東京都練馬区南田中三ノ三ノ一八 岩崎廣 外五百四十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

第三〇六一号 平成十六年五月二十六日受理
看護・医療・福祉労働者の人員増に関する請願

請願者 東京都日野市日野本町六ノ三ノ一 若松龍一 外十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三〇六二二号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度の充実に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町一ノ一四ノ一 七 中島榮子 外二十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第三一二〇号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森市本町二ノ五ノ八 山崎潤平 外二千五百九十名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三一二二号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森県八戸市小中野二ノ一ノ二 坂本政則 外二千五百九十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三一二三三号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 大阪府大正区平尾二ノ二ノ三 久 高時子 外千八百名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三二二四号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 奈良県桜井市大福六〇六ノ一〇
大垣正芳 外千八百名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三二二五号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森県弘前市大字田茂木町一九ノ五
藤田光伸 外千八百名
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三二二六号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 高知市尾立一二二ノ一 大西一市
外千八百名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三二二七号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 神戸市垂水区霞ヶ丘一ノ一ノ六
森本陽一 外千八百名
紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三二二八号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森市合浦二ノ一四ノ三八 成田 美奈子 外千八百名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三二二九号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森市浪館泉川三四ノ四五 林若 穂 外千八百名
紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三二三〇号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 大阪市西淀川区中島一ノ二三ノ二 四 小林甲治 外千八百名
紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三一一号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森市新城字平岡二五八ノ四四六 石井良治 外千八百名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三一二号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森市石江高間一六ノ一一 藤原 祐樹 外千八百名
紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三一二号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 大阪市西淀川区姫島五ノ八ノ四 長田茂敏 外千八百名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三三四号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森県黒石市ぐみの木三ノ四九 森さとみ 外千八百名
紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三三五号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 三重県四日市市千代田町二八二 小林知子 外千八百名
紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三三六号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 岡山市古京町二ノ四ノ八 日沖悦子 外千八百名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三三七号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 大阪市東淀川区豊新三ノ一四ノ九 久永万紀子 外千八百名
紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三三八号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市春日町一九ノ一ノ五 森サエ 外千八百名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三三九号 平成十六年五月二十六日受理
年金改悪をやめ、社会保障を拡大することに関する請願

請願者 青森県下北郡大畑町大字大畑字本町六二 佐藤二郎 外千八百名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八五〇号と同じである。

第三三四〇号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 東京都江戸川区船堀二ノ一三ノ一 五 水上ひろみ 外六千四百五十七名
紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第三三四一号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井二ノ四ノ一三 深谷洋子 外六千四百五十七名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第三三四二号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 山口県周南市大字須々万奥五四八 岡本誠 外四千名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第三三四三号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 北海道夕張郡長沼町東八線南四 荒井晴美 外四千名
紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第三一四四号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町綴子字柳中
一〇ノ一一 三澤照美 外四千名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一四五号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 東京都西東京市富士町二ノ六ノ一
〇 高橋和幸 外四千名
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一四六号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 東京都板橋区大山東町一四ノ一
大歌章子 外四千名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一四七号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市山手台西二ノ二九ノ
一〇 清水勇治 外四千名
紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一四八号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 北海道夕張郡長沼町錦町北一ノ四
ノ六 武田光春 外四千名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一四九号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 岩手県大船渡市日頃市町字下鷹生

九三 伊藤典子 外四千名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五〇号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 京都府宮津市字惣四二ノ二 柳
田孝一 外四千名
紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五一号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 岩手県大船渡市大船渡町字明神前
二ノ一 熊谷文江 外四千名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五二号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 山口県防府市華園町一〇ノ二六
小川俊幸 外四千名
紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五三号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町二箇四八ノ二
井上由紀子 外四千名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五四号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 東京都江東区東陽三ノ九ノ一〇
磯山礼子 外四千名
紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五五号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 名古屋市中区下飯田町四ノ一三
伊東隆 外四千名
紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五六号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 山口県防府市松原町三ノ二四 原
田秀明 外四千名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五七号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市尾浜町一ノ一六ノ一
八 高橋輝夫 外四千名
紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五八号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 愛知県春日井市穴橋町二ノ一ノ一
〇 石塚茂人 外四千名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一五九号 平成十六年五月二十六日受理
年金制度改悪中止に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市赤見台二ノ四ノ一
谷口民子 外四千名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一六〇号 平成十六年五月二十六日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願

請願者 神戸市北区東有野台一ノ二三ノ二

野本美香 外二百四十九名

紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

第三一七〇号 平成十六年五月二十七日受理
臓器移植の普及に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市喜多町九九ノ六
関口喜久江 外三千九百九十九名
紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第一三一一号と同じである。

第三一七一号 平成十六年五月二十七日受理
建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守る
ことに関する請願

請願者 新潟市太平二ノ五七ノ一六 川上
修 外二百四十九名
紹介議員 ツルネマルティ君

この請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

第三一七二号 平成十六年五月二十七日受理
医療費負担の軽減、年金改悪の中止に関する請願

請願者 愛知県尾西市小信中島字郷北二二
ノ一 野村忠男 外八百五十六名
紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二一〇四号と同じである。

第三一八三号 平成十六年五月二十七日受理
年金制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石八ノ一五ノ一〇
野内宏二
紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第三一八四号 平成十六年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 北海道北見市小泉四一六ノ六 斉
藤淳一 外七百名
紹介議員 伊達 忠一君

我が国の肝炎ウイルスキャリア(持続感染者)

は、B型で一四〇万人以上、C型で二〇〇万人以上と推定され、「第二の国民病」としてその克服は、大きな課題となつてゐる。肝硬変・肝がんの死亡数は、年間四万五千人を超え、その九五％はB型とC型肝炎ウイルスが原因と言われ、予防対策は急務となつてゐる。特に肝がんの八〇％以上を占めるC型肝炎は、自覚症状がないために感染に気付かない人も多く、発見されたときは手遅れになることもある。肝がんの予防対策は、肝炎ウイルス検査の拡充と受診率の向上に特段の周知徹底が必要であり、特定されたキャリアの健康管理と適切な治療体制を整備することが重要である。また、治療薬、治療法の開発を促進し、新たな医薬品、治療法の迅速な承認が必要である。患者が治療に専念できる医療費支援を包含した総合的な肝炎対策の拡充を求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、平成一四年度から実施している肝炎ウイルス検査の受診率の向上を図るため、マスメディアを活用した政府広報等で周知徹底すること。

二、受診機会を拡充するため、企業や健保組合、人間ドック等で希望者全員が肝炎ウイルス検査を受けられるよう、勧奨すること。

三、ウイルス性肝炎の治療薬、治療法の開発を促進させるための措置を講じること。

四、肝硬変(代償期)へのインターフェロン治療に、健康保険を適用すること。

五、総合的な肝炎対策として、医療費支援を包含した肝炎対策について検討すること。

第三一八五号 平成十六年五月二十七日受理
総合的な肝炎対策の拡充に関する請願
請願者 大阪府三島郡島本町若山台二ノ三
ノ三四ノ三〇一 高見艇二 外七
百七名

紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第三一八四号と同じである。

第三一八六号 平成十六年五月二十七日受理
総合的な肝炎対策の拡充に関する請願
請願者 東京都杉並区和泉三ノ五九ノ二四
ノ二〇四 湊谷貴子 外八百一名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第三一八四号と同じである。

第三一八七号 平成十六年五月二十七日受理
総合的な肝炎対策の拡充に関する請願
請願者 東京都小平市天神町一ノ三四ノ一
八 富森洋子 外七百十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三一八四号と同じである。

第三一八八号 平成十六年五月二十七日受理
総合的な肝炎対策の拡充に関する請願
請願者 神戸市東灘区住吉本町二ノ七ノ二
〇 奥村省輔 外七百三十七名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第三一八四号と同じである。

第三一八九号 平成十六年五月二十七日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 吉村幸枝 外九百九十九
名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第二〇五六号と同じである。

第三一九二号 平成十六年五月二十七日受理
総合的な肝炎対策の拡充に関する請願
請願者 東京都板橋区高島平八ノ二一ノ一
ノ四〇六 高島讓二 外七百二十
二名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三一八四号と同じである。

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童手当法の一部を改正する法律案
一、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
一、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

児童手当法の一部を改正する法律案
児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の前の見出し中「三歳以上義務教育就学前」を「三歳以上小学校第三学年修了前」に改め、同条第一項及び第四項並びに附則第八条第四項中「就学前特例給付支給要件児童」を「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」に、「六歳」を「九歳」に、「三歳以上義務教育就学前」を「三歳以上小学校第三学年修了前」に改める。

附則
(施行期日)等
第一条 この法律は、公布の日
平成十六年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の児童手当法以下「新法」という。
附則第七条第一項及び第四項並びに第八条第四項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。
(支給及び額の改定に関する経過措置)
第二条 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に改正後の児童手当法(以下「新法」という)附則第七条第四項において準用する新法第七条第一項(新法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による認定の請求をしたときは、その者に對する新法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成十六年四月一日において現に新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、同日において、その者が養育する同項第一号イに規定する三歳以上小学校第三学年修了前の児童(以下「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。)のすべてが、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「小学校就学後第三学年修了前の児童」という。)であるもの 平成十六年四月一日から同年九月三十日まで

る月から始める。

二 平成十六年四月一日から同年九月三十日まで
の間、新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者が養育する三歳以上小学校第三学年修了前の児童のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの、その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

2 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に對する新法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。
一 平成十六年四月一日において現に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育していることにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 同月

二 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつたことにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 当該小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第三条 前条の規定は、新法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新法附則第七条第一項第一号イ」と、前条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と読み替えるものとする。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 健康保険法関係(第三条)	第三章 船員保険法関係(第四条)	第四章 国民健康保険法関係(第五条)	第五章 国民年金法関係
第一節 被保険者の資格に関する特例(第六・第七條)	第二節 給付等に関する特例	第一款 給付等の支給要件等に関する特例(第八條―第十一條)	第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第十二條―第十六條)	第三節 不服申立てに関する特例(第十七條)
第六章 厚生年金保険法関係	第一節 被保険者の資格に関する特例(第十八條)	第二節 保険給付等に関する特例	第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十九條―第二十二條)	第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

特例(第二十三條―第二十七條)
第三節 不服申立てに関する特例(第二十八條)

第七章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第二十九條)
第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第三十條―第三十二條)
第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十三條―第三十七條)

第三節 不服申立てに関する特例等(第三十八條―第四十條)

第八章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例(第四十一條)
第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第四十二條―第四十四條)
第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第四十五條―第四十九條)

第三節 不服申立てに関する特例等(第五十條―第五十三條)

第九章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例(第五十四條)
第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十五條―第五十七條)
第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十八條―第六十二條)

第三節 不服申立てに関する特例等(第六十三條―第六十五條)

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十六條―第六十九條)
第十一章 雑則(第七十條―第七十六條)

附則
第一章 総則
(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。
 - イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)
 - ロ 国家公務員共済組合法
 - ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)
- ニ 私立学校教職員共済法
- 三 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。
- 四 合衆国費用負担法令 協定第二条2(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令をいう。
- 五 日本国実施機関又は合衆国実施機関 それぞれ協定第一条1(f)に規定する日本国の実施機関又はアメリカ合衆国の実施機関をいう。
- 六 合衆国保険期間 協定第一条1(a)に規定するアメリカ合衆国の保険期間であつて、協定第六条2(a)の規定により日本国実施機関が保険期間を付与するものをいう。

第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者となし。

- 一 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)
- 二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし、かつ、第二十九條の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一條の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四條第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者(健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者をいう。)のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、健康保険法第三条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日雇特例被保険者(第五条第一項第三号において「日雇特例被保険者」という。)となし。

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 船員保険法関係

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として船舶所有者(船員保険法第十条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第十七条の規定にかかわらず、船員

保険の被保険者となし。

一 アメリカ合衆国の船舶（合衆国費用負担法令によるアメリカ合衆国の船舶をいう。第十八条第一項第三号において同じ。）において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）

二 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項の規定により船員保険の被保険者となし、かつ、船員法第十章、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国民健康保険法関係

第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし、かつ、同条第二項の規定により日雇特例被保険者となし、かつ、前条第一項の規定により船員保険

の被保険者となし、かつ、第二十九條の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第六條 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七條第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第十八條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となし、かつ、第二十九條の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

（国民年金の任意脱退に関する特例）

第七條 合衆国保険期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十條第一項の規定の適用については、当該合衆国保険期間中は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等に関する特例

（合衆国保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例）

第八條 合衆国保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件規定」という。）に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定（その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。）を適用する場合において、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七條第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 合衆国保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金（第十二條第一項第一号において「退職共済年金」という。）の受給権者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第十四條第一項第一号に該当しない者に限る。）の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に算入する額に該当する部分（第十二條、第十三條及び第十七條において「老齢基礎年金の振替加算等」という。）に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「（その額）」とあるのは「（合衆国保険期間（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）第二條第六号に掲げる合衆国保険期間をいう。）であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「の月数」とあるのは「の月数」とを合算した月数」とする。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十四條第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五條第一項の規定による老齢基礎年金

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五條第二項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

五 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八條第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八條第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 合衆国保険期間を有する者であつて、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十一條第一項の規定（昭和六十一年国民年金等改正法附則第十四條第一項に係る部分に限る。）の適用については、その者は、昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後の合衆国保険期間を有する者（同日以後の国民年金の被

保険者期間を有する者を除く。）について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日の属する月以後の合衆国保険期間社会保険に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）第二条第六号に掲げる合衆国保険期間をいう。」とする。（合衆国保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件等の特例）

第九条 合衆国保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。）に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを同法第五十二条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第十一條、第十四条第二項及び第十五条第二項において同じ。）又は国民年金法第五十二条第三項に規定する保険料免除期間（同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。）を有しないときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。
（国民年金の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例）

第十条 国民年金の被保険者でない間に初診日（協定第六条3(a)に規定する条件（以下「合衆国納付条件」という。）に該当するものに限る。以下「特例初診日」という。）のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該特例初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。
2 国民年金の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。
（国民年金の被保険者でない間の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例）
第十一条 合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が国民年金の被保険者でない間に死亡した場合（当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。）は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例
（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例）
第十二条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いものとする。）とする。
一 老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者（第八条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。）の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）
二 第八条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当する者（次項第二号において「中高齢特例該当者」という。）の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額
三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者（昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。）の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按

だし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。
第二款 給付等の額の計算等に関する特例
（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例）
第十二条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いものとする。）とする。
一 老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者（第八条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。）の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）
二 第八条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当する者（次項第二号において「中高齢特例該当者」という。）の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額
三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者（昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。）の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按

2 分率を乗じて得た額
次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。
一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率
二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率
三 前項第三号の按分率 イに掲げる期間の月数をイからハまでに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率
イ 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。）
ハ 当該特例による障害給付の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等（以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。）を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相

当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十四条第六項及び第五十九条第六項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十四条第六項及び第七十一条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第十三条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十四条 第九条第一項又は第十条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとその他の者の保険料免除期間であつて政令で定めるものとを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間

を除く。)

三 当該特例による障害基礎年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの
3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十五条 第八条第一項、第九条第二項又は第十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金(第八条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例による遺族基礎年金」という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得

た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に相当する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十六条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(国民年金法による給付又は給付に相当する額に相当する部分を除く。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実

施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例

第十七条 第十二条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第六章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に關する特例

第十八条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となし、日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

一 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の船舶において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの

四 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に關する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方

公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定、その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 老齢厚生年金
- 二 遺族厚生年金
- 三 特例老齢年金
- 四 特例遺族年金
- 五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過の寡婦加算」という。)

(合衆国保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十條 合衆国保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書(同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項、第五十二條第五項及び第五十四條第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七條第一項ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第二十一条 厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七條第一項、第四十七條の二第一項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該特例初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

用については、当該特例初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二條第四項又は第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者でない間の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十二條 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、厚生年金保険の被保険者でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、厚生年金保険法第五十八條の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八條第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第二十三條 第十九條の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給

付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

- 一 老齢厚生年金の加給
- 二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
- 三 遺族厚生年金の経過の寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十九條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十九條の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三條の四第三項の規

定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十九条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)

第二十四条 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により支給する障害厚生年金以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害厚生年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第二十五条 第二十条第二項又は第二十二項の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を

合算した月数第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする。

一 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十六条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十七条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚

生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限り、)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第二十八条 第三十四条第六項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条第六項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。)(又は第五十九条第六項第六十条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による厚生年金保険の被保険者期間の確認に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十四条第六項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十四条第六項の規定による確認の処分について不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第七章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)(の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)(のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限

りでない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第三十条 合衆国保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三十一条に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する国共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。附則第二十

八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算」という。)

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の支給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第三十一条 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該特例初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(国家公務員共済組合の組合員でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第三十二条 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、国家公務員共済組合の組合員でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有す

る者が、国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十三条 第三十条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職

をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第三十四条 第三十一条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。)

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を

合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間（前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。）

三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの
五 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

六 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

（国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）
第三十五条 第三十二条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。）の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額（第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）と

する。

二 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

三 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

四 第十五条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

五 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

（国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例）
第三十六条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規

定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。（他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額）

第三十七条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二）以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等
（国共済法の規定による審査請求の特例）
第三十八条 第十二条第四項、第二十四条第六項（第二十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項（第六十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国共済組合員期間の確認に關する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ。

二 第三十四条第六項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十四条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることができない。

（国共済法の規定による審査請求の手續の特例）
第三十九条 国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機關を経由してすることができ。

二 前項の場合における国共済法第三十三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由した合衆国実施機關に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

（財務大臣の権限）
第四十条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

第八章 地方公務員等共済組合法關係
第一節 地方公務員等共済組合法の適用範圍に關する特例
第四十一条 地方公務員等共済組合法（以下この章において「地共済法」という。）の規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員（地共済法第四十一条第一項及び第二項、第四百四十一条の二、第四百四十二条第一項並びに第四百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）及び地共済法第四百四十四条第一項に規定する公庫等職員（同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。）のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する地共済法の短期給付に關する規定の適用については、この限りでない。

第二節 長期給付等に關する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に關する特例
（合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）
第四十二条 合衆国保険期間及び地方公務員共済組合（地共済法第三条第一項に規定する地方公

務員共済組合をいう。以下同じ。の組合員期間（以下「地共済組合員期間」という。）を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分（以下「地共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に相当する加給年金に相当する部分（以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に相当する金額に相当する部分（以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に相当する額に相当する部分（以下「地共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算」という。）

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

（地方公務員共済組合の組合員でない間に特例

初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第四十三条 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該特例初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

（地方公務員共済組合の組合員でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第四十四条 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、地方公務員共済組合の組合員でない間に死亡した場合（当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。）は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場

合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第四十五条 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給

二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 地共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第四

十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（地共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組

合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（地共済法の障害共済年金の額の計算の特例）

第四十六条 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令

で定めるものを合算したものと

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

五 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

六 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十七条 第四十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする)とする。

二 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正

法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

三 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

四 第十五条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

五 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十八条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十九条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するとき、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第五十条 第十二条第四項、第二十四条第六項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。又は第五十九条第六項(第六十条第五項において準用する場合を含む。))の規定による地共済組合員期間の確認に關する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ。

二 第四十六条第六項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十六条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第五十一条 地共済法第一百七十一条の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることができ。

二 前項の場合における地共済法第一百七十二条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第五十二条 地共済法第四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十三条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第九章 私立学校教職員共済法關係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範圍に關する特例

第五十四条 私立学校教職員共済法(以下この章において「私学共済法」という。)の規定は、私学共済法第十四条第二項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。ただし、第一号に掲げる者であつて政令で定める要件に該当するものに対する私学共済法の短期給付に關する規定の適用については、この限りでない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としていないこととされた者

二 前項ただし書の規定により私学共済法の短期給付に關する規定の適用を受ける者の私学共済

法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第五十五条 合衆国保険期間及び私学共済法第七十五条第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（以下この章において「準用国共済法」という。）第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金に相当する部分（以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加

算」という。）

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

（私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第五十六条 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該特例初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

（私学共済制度の加入者でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第五十七条 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、私学共済制度の加入者でない間に死亡した場合（当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。）は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である

給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、私学共済制度の加入者でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第五十八条 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（準用国共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう。以下この項において同じ。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例）

第五十九条 第五十六条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の準用国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じ

るものとする。

て得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に準用国共済法第八十三條第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五條第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第六十條 第五十七條の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九條第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十條又は私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五條の規定は私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六

十年国共済改正法附則第二十九條第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額に

ついて、第十五條第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十一條 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第六十二條 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

をを含む。)の規定による私学共済加入者期間の確認に關する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることが出来る。

2 第五十九條第六項(第六十條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十九條第六項の規定による確認に關する処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第六十四條 私学共済法第三十六條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機關を経由してすることが出来る。

2 前項の場合における私学共済法第三十六條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経出した合衆国実施機關に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(文部科学大臣の権限)

第六十五條 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の加給の支給の調整)

第六十六條 第十九條、第三十條第一項、第四十二條第一項又は第五十五條第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共

済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給（以下この条において「老齢給付の加給」という。）の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第四項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

（二）以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例）

第六十七條 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該特例初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。）は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

2 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該障害認定日がその一の期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。）は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一

項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

3 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。）は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

（二）以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例）

第六十八條 被用者年金被保険者等でない間に死亡した者（当該死亡した者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。）又は被用者年金被保険者等でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものは、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項、第四十四条又は第五十七条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を

支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

（遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整）

第六十九條 第十九條、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算（以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。）の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

2 第十九條、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算（以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。）の支給を受

けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。

第十一章 雑則

（国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例）

第七十條 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第二項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることができる。

- 一 国民年金法第一百一条第一項
- 二 国民年金法附則第九条の三の二第五項
- 三 厚生年金保険法第九十条第一項
- 四 厚生年金保険法第九十一条
- 五 厚生年金保険法附則第二十九条第五項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

（合衆国年金等法令による申請等）
第七十一条 合衆国年金等法令の規定により支給

される年金たる給付その他の給付(第七十三条において「合衆国年金」という。)の申請その他合衆国年金等法令において合衆国実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「合衆国年金等法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該合衆国年金等法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合を除く。))に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。

2 合衆国年金等法令において合衆国実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。

(情報の提供等)
第七十二条 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法又は被用者年金各法(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は国民年金法若しくは被用者年金各法(第七十六条において「公的年金各法」という。)による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその

遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条1(e)に規定する合衆国の権限のある当局又は合衆国実施機関(次項において「合衆国側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、合衆国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十二年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍の無料証明)
第七十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、合衆国年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、合衆国年金等法令の適用を受ける者、合衆国年金等法令の適用を受けたことがある者又は合衆国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)
第七十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)
第七十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。(政令への委任)
第七十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算

の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三十八条及び第四十条の規定 公布の日(以下この条において「公布日」という。)

二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
四 附則第四十三条の規定 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第八条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前」とあるのは、「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは、「その受給権を取得した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に

関する法律(平成十六年法律第号)の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項
二 施行日において、合衆国保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項
(施行日以前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)
第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、合衆国保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第九条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。
二 当該初診日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当する者であること。
2 第十四条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十四条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三

条の二第二項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に關する経過措置)

第五條 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七條の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第九條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十條第二項及び第二十一條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までとの間に於いて国民年金法第四十條に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき。

四 第八條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六條 合衆国保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七條 第八條第一項の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八條 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十六條第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四條第四項及び第三十六條第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第三十四條第四項又は第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十條第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に關する経過措置)

第九條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、合衆国保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同條第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十條第一項、同法第四十七條第一項ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十四條第一項及び第六十五條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、厚生年金保険の

被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当する者であること。

2 第二十四條第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十條第一項又は第二項の規定による額について、第二十四條第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十條第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十條の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金の支給)

第十條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に關する経過措置)

第十一條 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八條第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第二十條第二項、

同法第五十八條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第二項及び第六十五條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において厚生年金保険法第六十三條に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者（失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。）であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、厚生年金保険の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき（前号に該当するときは除く。）。

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間に初診日がある傷病又は厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日又は特例初診日から起算して五年を経過していないものであるとき（前二号に該当するときは除く。）。

四 第十九條、厚生年金保険法第四十二條第二号及び附則第十四條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九條及び第五十九條の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出

をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十九條（第一号から第五号までを除く。）の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二條第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の額 厚生年金保険法第六十條の規定による額

二十五條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十五條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十三條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四條第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五條

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四條第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五條

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給）

第十二條 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例）

第十三條 第十九條の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三條の規定による改正前の厚生年

金保険法（以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。）による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金（次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。）

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法第三十四條第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三條第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。）の額については、第二十三條第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

第十四條 旧厚生年金保険法による障害年金（その権利を取得した時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

（施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置）

（施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置）

第十五条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が国家公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法（以下この条から附則第十九条までにおいて「国共済法」という。）第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第三十四条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十四条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給）

第十六条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

（施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十七条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき（前号に該当するときは除く。）。

三 第三十条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

四 国共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一

項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十条第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的真婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十五条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的真婦加算の額 第三十五条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的真婦加算の額 第三十三条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があつた場合について、は、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給）

第十八条 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置）

第十九条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求については、第三十九条の規定は、適用しない。

（施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員である者に関する経過措置）

第二十条 施行日の前日において地方公務員等共済組合法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「地共済法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、第四十一条の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職（地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置）

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が地方公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支

給する。

給する。

2 第四十六条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十六条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十六条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二條 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第二十三條 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡

した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く。)

三 第四十二条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定

する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四十七条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第四十七条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第四十五条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

第二十四條 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第二十五條 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第七十七条第一項の規定による審査請求については、第五十一条の規定は、適用しない。

(施行日の前日において私学共済制度の加入者である者に關する経過措置)

第二十六條 施行日の前日において私立学校教職員共済法(以下この条から附則第三十一条までにおいて「私学共済法」という。)の長期給付に關する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、第五十四条第一項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に關する規定の適用については、施行日の前日に退職(私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(次条及び附則第二十九条において「準用国共済法」という。)第二十一条第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十七條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が私学共済制度の加入者でない間にある者が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該當する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第五十九条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の

規定による金額について、第五十九条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十九条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金の支給)

第二十八条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十九条 私学共済制度の加入者であつた者があつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く)は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日まで間に於いて準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く)。

三 第五十五条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二十一条第三号、第二項及び第三項、第四十三号、第四十四号並びに第七十四号の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十五条第一項(第一号から第三号までを除く)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額、第六十条第二項、第三項及び第五項

定する私学共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額、第六十条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額、第六十条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額、第五十八号第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額、第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額、第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十条 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第三十一条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、第六十四条の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)

第三十二条 合衆国保険期間及び昭和六十年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法(以下この条及び次条において「旧船員保険法」という)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第一百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六

規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十五条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

第二十一条第三項中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三章第二節第二款中第二十二條の次に次の一条を加える。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十二條の二 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第二十三条第一項中「第五十二條第四項」を「又は第五十二條第四項」に改め、「又は第六十三條第四項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「保険給付」の下に「等」を加える。

第二十五条第一項中「のうちに掲げるもの(以下「国共済法による長期給付等」という。)」を「(以下「国共済法による長期給付等」という。のうちに掲げるもの」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

5 国共済法附則第十二條の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十五条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第三十条第三項中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四章第二節第二款中第三十一條の次に次の一条を加える。

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十一條の二 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三十二条第一項中「第四十條第四項第四十一條第五項において準用する場合を含む。」「第五十二條第四項(第五十三條第五項において準用する場合を含む。)」又は第六十三條第四項(第六十四條第五項)を「又は第五十二條第四項(第五十三條第五項)に改め、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。

第三十六条第一項中「のうちに掲げるもの(以下「地共済法による長期給付等」という。)」を「(以下「地共済法による長期給付等」という。のうちに掲げるもの」に改め、同項第三号中「(他の法令において準用する場合を含む。)」を削る。

第三十九条に次の一項を加える。

5 地共済法附則第二十四條の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十條第一項の規定及び第三十六條第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第四十一条第三項中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五章第二節第二款中第四十二條の次に次の一条を加える。

(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十二條の二 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第四十三条第一項中「第二十九條第四項(第三十條第五項において準用する場合を含む。)」又は第六十三條第四項(第六十四條第五項)を「又は第五十二條第四項(第六十三條第五項)に改め、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。

第四十七条第三項中「月額」の下に「及び標準賞与の額」を加える。

第四十八条第一項中「のうちに掲げるもの(以下「私学共済法による長期給付等」という。)」を「(以下「私学共済法による長期給付等」という。のうちに掲げるもの」に改める。

第五十一条に次の一項を加える。

5 準用国共済法附則第十二條の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第四十八條第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第五十三条第三項中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六章第二節第二款中第五十四條の次に次の一条を加える。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第五十四條の二 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第五十五条第一項中「第四十條第四項」を「又は第四十條第四項」に改め、「又は第六十三

条第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))を削り、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。

第七十三條第二項中「第四條」の下に「若しくは第三十三條第二項」を加え、「同法第三十二條第一項若しくは第二項」を「同条第一項」に改める。

第七十五條第一項中「この項」の下に「及び第七十九條」を加える。

第七十八條中「厚生労働省令又は農林水産省令」を「又は厚生労働省令」に改める。

附則第十一條第八項第四号、第十七條第六項第四号、第二十三條第六項第四号及び第二十九條第六項第四号中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十條 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十一條の二」に改める。

第七章中第二十二條の次に次の一條を加える。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十二條の二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七十二條第二項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立

行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)に、「同法」を「これらの法律」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第四十四條の次に次の二條を加える。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十四條の二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七十條第一項第五号中「附則第二十九條第五項」を「附則第二十九條第六項」に改める。

附則第二條第一項中「達する前に」を「達する」に、「とき」を「日」に、「経過する日」を「経過した日(以下この条において「二年を経過した日」という。))」に、「その受給権を取得した」とを「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「二年を経過した」とに改める。

第四十四條の三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「第六十條」を「第六十條第一項及び第四項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第一條第一号中「第四十二條」の下に「第四十四條の二」を加え、同条第六号中「第四十四條」の下に「第四十四條の三」を加える。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一條第二号中「及び第三十八條」を「第三十八條」に、「の規定」を「及び第七十九條の規定」に改め、同条第五号中「及び第七十八條」を「第七十八條及び第八十條」に改める。

附則第七十八條の次に次の二條を加える。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第七十九條 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「(国共済法)」の下に「(第二百二十四條の三)」を加える。

第六十六條中「第七十九條第四項」を「第七十九條第七項」に改める。

第八十條 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「第八十九條第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九條第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三條 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一條第四号中「第七條」を「第八條」に改める。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八條 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十條第一項中「第八十九條第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九條第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保険に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 国民年金法関係(第三條)

第三章 厚生年金保険法関係(第四條)

第四章 国家公務員共済組合法関係(第五條・第六條)

第五章 地方公務員等共済組合法関係(第七條・第九條)

第六章 私立学校教職員共済法関係(第十條・第十一條)

第七章 雑則(第十二條―第十五條)

附則 第一章 総則(趣旨)

五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五百二十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律において「大韓民国年金法令」とは、協定第二条(a)に掲げる大韓民国の年金制度に関する協定第一条1(b)に規定する法令をいう。

第二章 国民年金法関係

第三条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七号第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条から第九条までの規定(以下「協定適用調整規定」という。)により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となし、第五号の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第七号第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十号第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で

定める。

第三章 厚生年金保険法関係

第四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号から第五号までに掲げる者を除く。)

二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号から第五号までに掲げる者を除く。)

三 日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。)

四 日本国又は大韓民国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの

五 第五条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第七号第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十号第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国家公務員共済組合法関係
(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)
第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)

む。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

(財務大臣の権限)

第六条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることが出来る。

第五章 地方公務員等共済組合法関係 (長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第七条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に関する規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第二百四十一条第一項及び第二項、第二百四十一条第二項、第二百四十二条第一項並びに第二百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第二百四十条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、前項の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。(主務大臣の権限)

第八条 地共済法第二百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第九条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係 (長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第十条 私立学校教職員共済法(以下この条において「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの

2 私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程(私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。(文部科学大臣の権限)

第十一條 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ

第七章 雑則

(情報の提供等)

第十二条 社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(以下この項及び第十五条において「公的年金各法」という。)の被保険者、組合員又は加入者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条1(c)に規定する大韓民国の権限のある当局又は同条1(d)に規定する大韓民国の実施機関(次項において「大韓民国側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第十三条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第十五条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法の被保険者、組合員及び加入者の資格に関する事項その他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日(次号において「公布日」という。)

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條の二」を「第二十二條の三」に改める。

第七章中第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十二條第二項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)」に、「同法」を「これらの法律」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第七十九条」を「、第七十九条及び第八十一条」に改める。

附則第八十条の次に次の一條を加える。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八十一条 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(同法)」の下に「第二百二十四條の三、」を加える。

平成十六年六月十七日印刷

平成十六年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局